

資料編

資料編目次

参考資料－1	二級河川指定一覧表、準用河川指定一覧表……………	資-1
参考資料－2	土石流危険渓流、地すべりによる危険が予想される箇所……………	資-2
参考資料－3	急傾斜地崩壊危険箇所……………	資-3
参考資料－4	砂防指定一覧表、地すべり防止区域指定一覧表……………	資-5
参考資料－5	土砂災害警戒区域指定一覧表、土砂災害警戒区域図……………	資-6
参考資料－6	津波浸水予測図……………	資-8
参考資料－7	九州・山口9県武力攻撃災害等時相互応援協定運営要領……………	資-9
参考資料－8	危険物製造所等及び大規模な災害が予想される施設……………	資-16
参考資料－9	災害対策配備要員名簿……………	資-17
参考資料－10	町内の医療、助産施設の状況……………	資-18
参考資料－11	標章の提示……………	資-23
参考資料－12	災害救助基準……………	資-24
参考資料－13	公用令書、公用変更令書及び公用取消令書……………	資-29
参考資料－14	住家被害調査票、罹災証明書……………	資-32

様式

災害報告様式	資-59
災害即報様式記入要領	資-72
災害調査票	資-77
自衛隊の災害派遣要請様式	資-78
参考資料－15 重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）	資-79
参考資料－16 避難所一覧	資-80
参考資料－17 水位周知河川、水位観測所の位置と水位	資-84
参考資料－18 不発弾処理の流れ	資-87
参考資料－19 指定文化財等	資-89
参考資料－20 災害の危険性のある要配慮者利用施設一覧表	資-90
南風原町防災会議条例	資-95
南風原町防災会議運営要領	資-96
南風原町防災対策推進会議設置要綱	資-97
南風原町防災会議委員名簿	資-99

参考資料－ 1

二級河川指定一覧表

令和 3 年 4 月 1 日現在

所轄土木事務所等	水系名	河川名	番号	指定区間	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)
南部土木事務所	安里川	安里川	55	左岸 南風原町字新川 593 番地先から泊高橋に至る	7, 260	8. 57
				右岸 那覇市首里鳥堀町 5-39-2 地先から泊高橋に至る		
南部土木事務所	国場川	国場川	57	左岸 南風原町字宮城当川原 380 番 2 地先から漫湖を含み明治橋に至る	8, 250	43. 06
				右岸 南風原町字大名宮城原 181 番 3 地先から漫湖を含み明治橋に至る		
南部土木事務所	国場川	長堂川	58	左岸 八重瀬町字外間下後原 202 番地先から国場川合流点に至る	2, 300	7. 39
				右岸 南風原町字津嘉山前川原 816-1 地先から国場川合流点に至る		

準用河川指定一覧表

令和 3 年 4 月 1 日現在

所轄土木事務所等	水系名	河川名	番号	指定区間	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)
南部土木事務所	国場川	安里又川	12	左岸 南風原町字宮城安里又原 596 番地～南風原町字大名宮城原 181 番地	800	1. 77
				右岸 南風原町字宮城安里又原 501-03 番地～南風原町字大名宮城当川原 380 番地		
南部土木事務所	国場川	手登根川	13	左岸 南風原町字宮平手登根 970 番地～南風原字宮平宇底原 741 番地	800	1. 14
				右岸 南風原町字宮平手登根 971 番地～南風原字宮平宇底原 743 番地		
南部土木事務所	国場川	宮平川	14	左岸 南風原町字宮平世星原 822 番 1 先～南風原町字兼城山田原 631 番先	1, 800	3. 41
				右岸 南風原町字宮平喜納原 203 番 1 先～南風原町字兼城内原 209 番先		
南部土木事務所	国場川	長堂川	15	左岸 八重瀬町字友寄川端原 1068 番先～八重瀬町字宜次久保増原 723 番地	1, 053	
				右岸 南風原町字山川新垣原 150 番 1 先～南風原町字津嘉山前川原 816 番 1 先		

参考資料－2

土石流危険溪流

令和3年4月1日現在

所轄土木事務所 等名	水防管理 団体名	番号	水系名	河川名	溪流名	所在地			流域概要		保全対策		
						群・市	町・村	字	溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	平均溪 床勾配 (°)	人家戸数 (戸)	公共施設 等
南部土木事務所	南風原町	153	国場川			島尻郡	南風原町	大名	0.20	0.07	10	33	

地すべりによる危険が予想される箇所

令和3年4月1日現在

所轄土木事務所 等名	水防管理 団体名	番号	区域名	位置		面積 (ha)	地すべり 指定地の 有無	区域内の保全対象				
				市町村名	大字名			河川へ の影響 (㎡)	人家 (戸)	耕地 (ha)	公共的建物施設の種類 及び数	その 他
南部土木事務所	南風原町	55	大名 1	南風原町	大名	30. 2	無		2	9. 0	高速 550m、町道 550m、ゴミ焼場 1	
南部土木事務所	南風原町	56	大名 2	南風原町	大名	45. 4	無		120	2. 6	県道 1, 300m、町道 2, 150m、病院 1	
南部土木事務所	南風原町	57	新川	南風原町	新川	34. 4	無		360	1. 5	県道 360m、町道 2, 400m、学校 1、育園 1	
南部土木事務所	南風原町	58	兼城	南風原町	兼城	57. 3	有		246	1. 7	県道 180m、町道 1, 330m	

参考資料－ 3

急傾斜地崩壊危険箇所

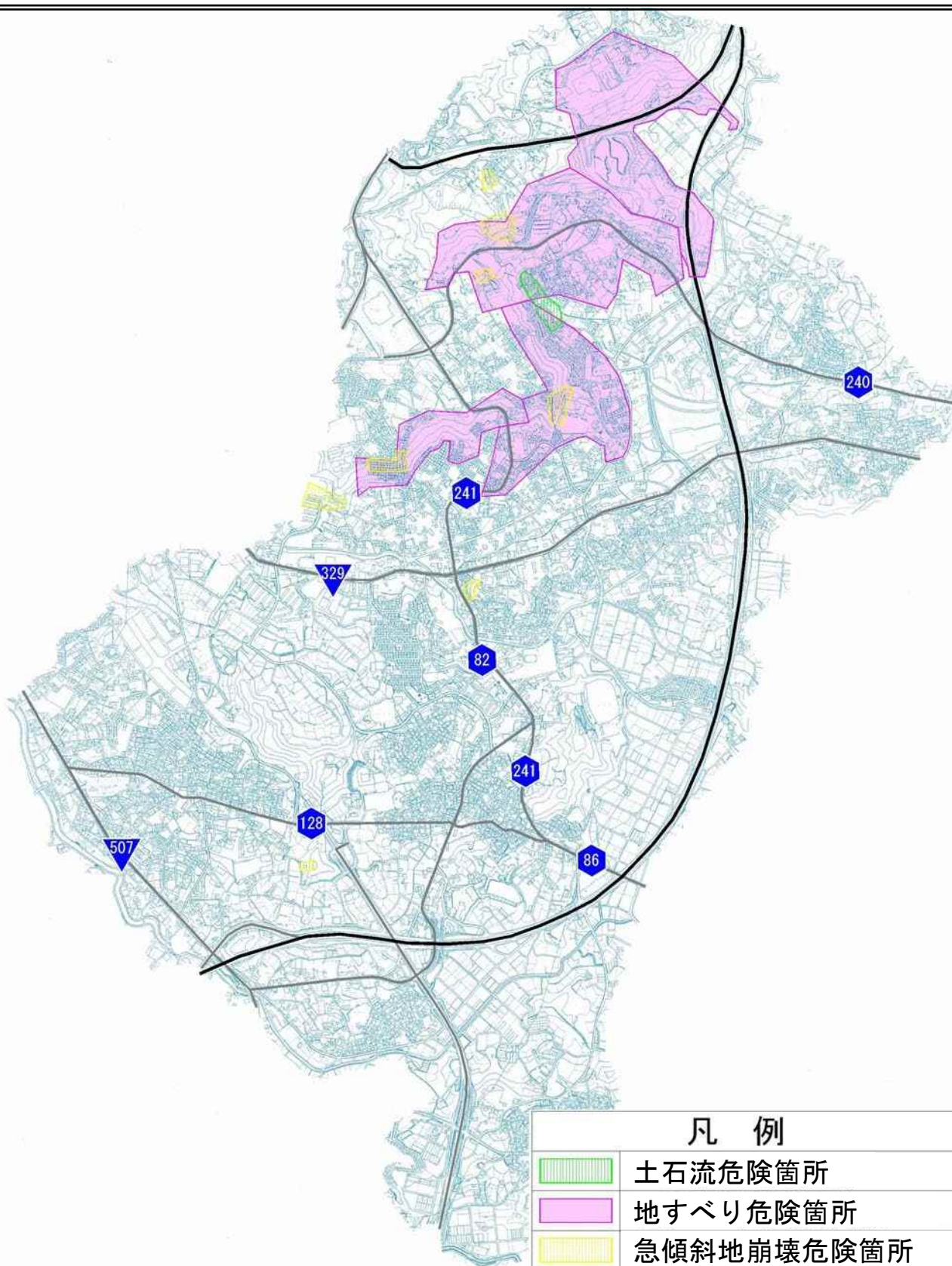
(自然斜面) 令和3年4月1日現在

所轄土木事務所 等名	水防管理 団体名	番号	箇所名	位置			地形			保全対象				急傾斜地崩 壊危険区域 の指定
				市・町・村	大字	小字	傾斜 (度)	延長 (m)	高さ (m)	人家 (戸)	公共的建物		公共施設	
南部土木事務所	南風原町	218	大名 (1)	南風原町	宮平	池之堂原	51	35	14.8	0	病院	1		無
南部土木事務所	南風原町	219	大名 (2)	南風原町	新川	牛之巻原	45	185	38.0	0	病院、老人 福祉施設	2	道路 (20m)	無
南部土木事務所	南風原町	399	新川 (2)	南風原町	新川	新川原	30	80	16.9	11			道路 (200m)	無
南部土木事務所	南風原町	400	兼城	南風原町	兼城	兼城原	37	115	12.3	9			町道 (70m)	無
南部土木事務所	南風原町	696	津嘉山	南風原町	津嘉山	安平田原	30	34	17.6	1			町道 (20m)	無

(人工斜面) 令和3年4月1日現在

所轄土木事務所等名	水防管理団体名	番号	箇所名	位置			地形			保全対象				急傾斜地崩壊危険区域の指定
				市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物		公共施設	
南部土木事務所	南風原町	458	北丘	南風原町	宮平	平原	31	150	25.2	5	小学校	1	町道(110m)	無
南部土木事務所	南風原町	459	新川 (1)	南風原町	兼城	大子原	54	250	12.5	43			道路(280m)	無

南風原町 土石流・地すべり・急傾斜地崩壊危険箇所 マップ



参考資料－ 4

砂防指定一覧表

令和3年4月1日現在

土木事務所	河川名	溪流名	番号	位置		面積 (ha)	被害対象		
				市町村	大字		人家 (戸)	耕地 (ha)	公共施設
南部土木事務所	国場川	安里又川	145	南風原町	大名	2.62	80	10	県道

地すべり防止区域指定一覧表

令和3年4月1日現在

土木事務所	番号	指定区域（位置）		面積（ha）	被害対象
		市町村	箇所名		
南部土木事務所	26	南風原町	兼城	15.61	耕地 5.07ha、人家 44、施設 1、県道 183m、県道 324m
南部土木事務所	27	南風原町	新川	2.82	人家 125、町道 1,560m
				1.11	人家 16、町道 222m

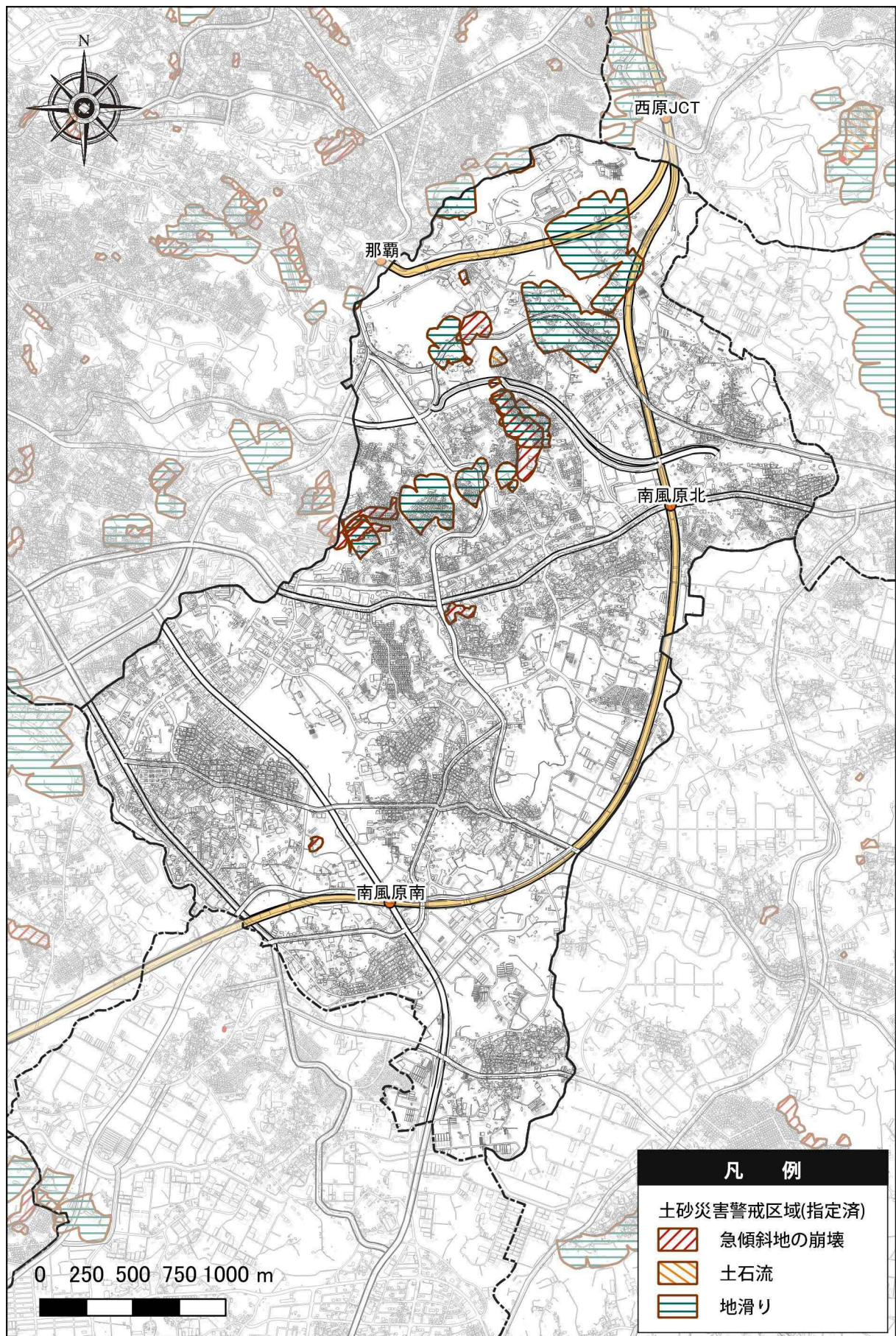
参考資料－5

土砂災害警戒区域指定一覧表

令和4年8月31日現在

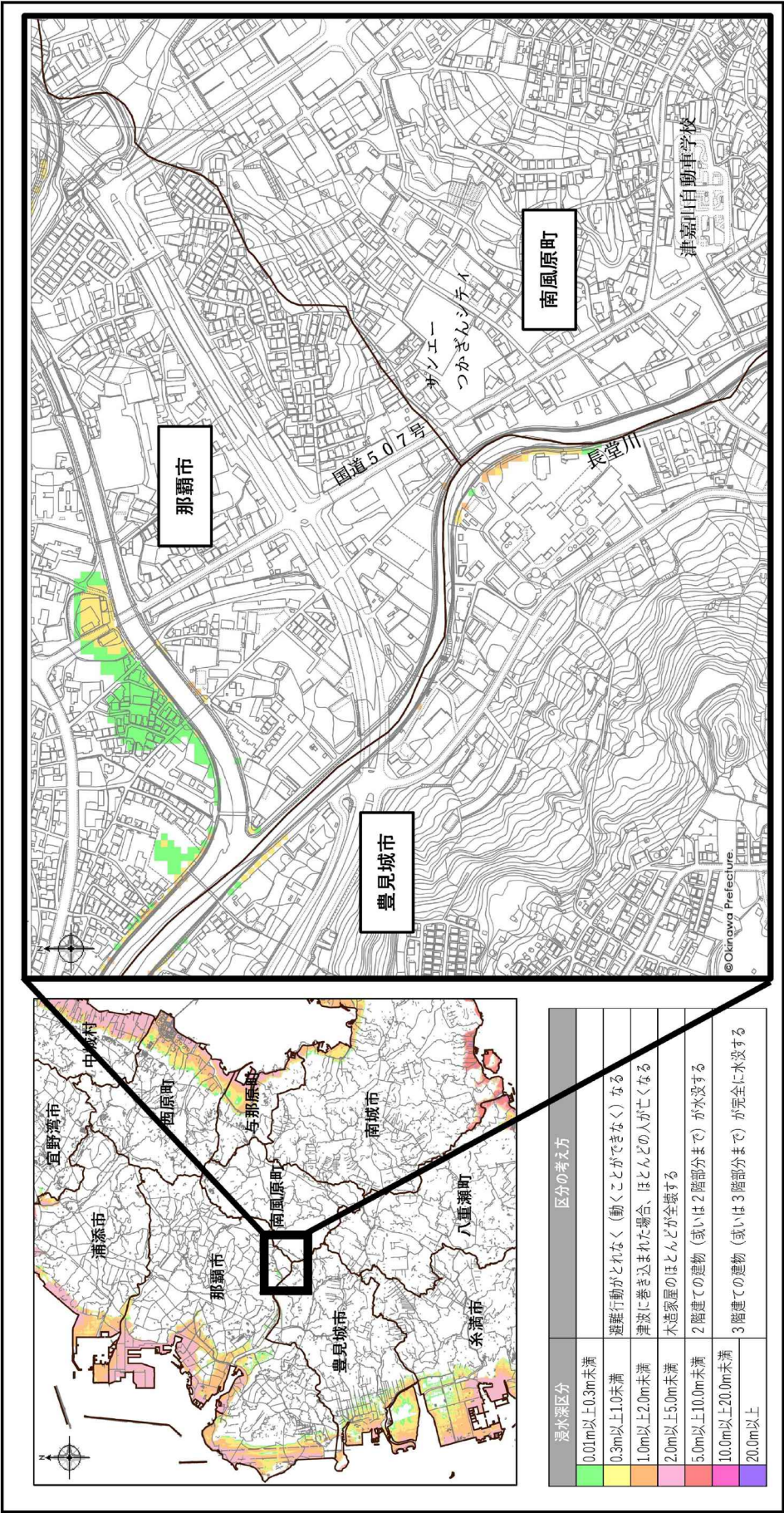
自然現象の種類	箇所名	所在地	警戒区域（イエローゾーン）指定状況	特別警戒区域（レッドゾーン）指定状況
急傾斜地の崩壊	北丘	宮平	指定済み (告示：第523号 平成18年7月28日)	指定済み (告示：第120号 令和4年3月29日)
	大名(1)	宮平 新川	指定済み (告示：第353号 平成24年6月26日)	指定済み (告示：第120号 令和4年3月29日)
	大名(2)	新川 宮平	指定済み (告示：第353号 平成24年6月26日)	指定済み (告示：第120号 令和4年3月29日)
	新川(1)	兼城 新川	指定済み (告示：第353号 平成24年6月26日)	指定済み (告示：第120号 令和4年3月29日)
	新川(2)	新川	指定済み (告示：第353号 平成24年6月26日)	指定済み (告示：第120号 令和4年3月29日)
	兼城	兼城	指定済み (告示：第353号 平成24年6月26日)	指定済み (告示：第120号 令和4年3月29日)
	津嘉山	津嘉山	指定済み (告示：第353号 平成24年6月26日)	指定済み (告示：第120号 令和4年3月29日)
	真地(2)-1	南風原町字新川 南風原町字兼城 那覇市字真地	指定済み (告示：第117号 平成26年3月4日)	未指定
	真地(2)-2	南風原町字兼城 那覇市字真地	指定済み (告示：第602号 平成26年11月25日)	未指定
	本部	本部	指定済み (告示：第102号 令和4年3月29日)	指定済み (告示：第120号 令和4年3月29日)
	喜屋武	喜屋武	指定済み (告示：第102号 令和4年3月29日)	指定済み (告示：第120号 令和4年3月29日)
土石流	宮平 350-A29-07	宮平	指定済み (告示：第353号 平成24年6月26日)	指定済み (告示：第120号 令和4年3月29日)
地滑り	大名 1	大名 宮城	指定済み (告示：第353号 平成24年6月26日)	未指定
	大名 2	大名 新川 宮平	指定済み (告示：第353号 平成24年6月26日)	未指定
	新川	新川 宮平	指定済み (告示：第353号 平成24年6月26日)	未指定
	兼城	兼城 宮平	指定済み (告示：第353号 平成24年6月26日)	未指定
	首里鳥堀	南風原町字新川 首里鳥堀町5丁目 首里赤田町3丁目	指定済み (告示：第117号 平成26年3月4日)	未指定

土砂災害警戒区域図



出典：国土数値情報（土砂災害警戒区域/令和3年度版）〔国土交通省〕をもとに作成

津波浸水予測図（平成26年度）



※本予測図は、沖縄県地図情報システムに掲載された津波浸水予測図（H26）より抜粋し作成したものである。

参考資料－ 7

九州・山口 9 県武力攻撃災害等時相互応援協定運営要領

（趣 旨）

第 1 条 この要領は、九州・山口 9 県武力攻撃災害等時相互応援協定（以下「協定」という。）の運営に関し、必要な総括的事項を定めるものとする。

（幹事県及び副幹事県等）

第 2 条 協定第 3 条第 4 項の規定に基づき定める幹事県及び副幹事県の輪番は、会計年度ごとに別表第 1 のとおりとする。

2 幹事県及び副幹事県が共に被災等をした場合は、各県は、協議の上、必要に応じ速やかに次期幹事県又は副幹事県を臨時の幹事となる県として選定するものとする。

（各県の総合連絡担当部局）

第 3 条 協定第 3 条第 5 項の規定に基づき定める協定の運用に関する各県の総合連絡担当部局は別表第 2 のとおりとする。

2 前項の総合連絡担当部局は、協定第 2 条第 7 号に定める事項を併せて担当することとする。

（応援要請に係る手続きの細目）

第 4 条 協定第 4 条各項（第 3 項及び第 6 項を除く。）の規定に基づく応援の要請、通知等は、原則として各県の総合連絡担当部局を通じて行うものとする。

2 協定第 4 条第 3 項の規定に基づく応援要請に係る手続き等の細目は、協定第 2 条第 1 号から第 6 号までに規定するものについては応援内容ごとに別に定める実施要領等による。

3 被災県等は、協定第 2 条第 7 号に規定する事項について応援を要請しようとするときは、必要とする応援の具体的内容を明らかにして要請を行うものとする。

4 前項の要請を受けた関係県は、応援の具体的内容を明らかにして被災県等に対して通知を行うものとする。

（経費の負担基準）

第 5 条 協定第 6 条第 1 項の規定に基づき応援を受けた県が支弁すべき経費の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 職員の派遣に係る次の経費

ア 応援した県が定める規定により算定した応援に係る職員の旅費の額及び諸手当の額

イ その他応援を受けた県と応援をした県が協議して定めた経費

二 提供を受けた物資、資機材の購入費及び輸送費

三 貸与を受けた資機材の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

四 提供を受けた施設の借上料（被災者が負担すべきものを除く。）

五 前各号に係る応援以外の応援を受けた場合にあっては、当該応援に要した経費

2 協定第 6 条第 2 項の規定に基づき応援をした県が応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、前項の基準により算定した額を応援を受けた県に請求するものとする。この場合において、両県が前項の基準により難いと認めるときは、別に協議の上前項の基準によることなく負担関係を定めることを妨げないものとする。

（職員の公務災害補償）

第 6 条 応援した県の職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員公務災害補償法

(昭和42年法律第121号)の定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成19年2月13日から施行する。

別表第1 幹事県及び副幹事県の任期及び輪番

任 期	幹 事 県	副 幹 事 県
平成18年度	長 崎 県	大 分 県
平成19年度	熊 本 県	宮 崎 県
平成20年度	大 分 県	鹿 児 島 県
平成21年度	宮 崎 県	沖 縄 県
平成22年度	鹿 児 島 県	山 口 県
平成23年度	沖 縄 県	福 岡 県
平成24年度	山 口 県	佐 賀 県
平成25年度	福 岡 県	長 崎 県
平成26年度	佐 賀 県	熊 本 県
平成27年度	長 崎 県	大 分 県

(注) 平成28年度以降は、上記輪番を繰り返すものとする。

別表第2 各県の総合連絡担当部局

福 岡 県	総 務 部	消防防災安全課生活安全室
佐 賀 県	統括本部	消 防 防 災 課
長 崎 県	防災危機管理監	危機管理防災課
熊 本 県	総 務 部	危機管理・防災消防総室
大 分 県	生活環境課	防災危機管理課
宮 崎 県	危機管理局	危機管理室
鹿 児 島 県	危機管理局	危機管理防災課
沖 縄 県	知事公室	防災危機管理課
山 口 県	総 務 部	防災危機管理課

九州・山口 9 県災害時応援協定

(趣旨)

第 1 条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口 9 県」という。）並びに国内において、災害等が発生し、被災県独自では十分に災害等の応急対応や災害等からの復旧・復興に関する対策が実施できない場合において、九州・山口 9 県が効率的かつ効果的に被災県への応援を行うために必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この協定において、「災害等」とは次に掲げる事象をいう。

- 一 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第一号に規定する災害
- 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 1 項に規定する感染症のうち広域的な対応を必要とするもの

(支援対策本部の設置)

第 3 条 本協定の円滑な運用を図るため、九州地方知事会に九州・山口 9 県被災地支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）を置き、事務局は九州地方知事会会長県に置くものとする。

(支援対策本部の組織)

第 4 条 支援対策本部は、本部長、本部事務局長、本部事務局次長及び本部事務局員をもって組織する。

- 2 本部長は、九州地方知事会長をもって充てる。
- 3 本部長は、支援対策本部を統括し、これを代表する。
- 4 本部長は、必要に応じ九州・山口 9 県の知事に対して本部事務局員となる職員の派遣を求めることができる。
- 5 本部事務局の組織については、別に定めるものとする。
- 6 九州・山口 9 県は、支援対策本部との連絡調整のための総合連絡担当部局並びに第 6 条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとの担当部局をあらかじめ定めるものとする。

(本部長の職務の代行)

第 5 条 本部長が被災等により職務を遂行できないときは、九州地方知事会副会長が本部長の職務を代行する。

- 2 本部長及び九州地方知事会副会長が被災等により職務を遂行できないときは、その他の知事が協議の上、本部長の職務を代行する知事を決定するものとする。
- 3 前 2 項の規定により本部長の職務を代行する場合は、前条第 1 項の規定にかかわらず、支援対策本部及び事務局は職務を代行する知事の指定する職員をもって組織する。

(応援の種類)

第 6 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- 一 第 2 条第一号に規定する事象に係るもの
 - イ 職員の派遣
 - ロ 食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ハ 避難施設及び住宅の提供
- 二 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ホ 医療支援
- ヘ 物資集積拠点の確保
- ト 災害廃棄物の処理支援
- チ その他応援のため必要な事項

- 二 第2条第二号に規定する事象に係るもの
 - イ 検体検査
 - ロ マスク、防護服等の医療資機材の提供
 - ハ その他応援のため必要な事項

(応援要請の手続)

- 第7条 応援を受けようとする被災県は、災害等の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、本部長に応援を要請するものとする。
- 2 本部長は、災害等の実態に照らし、被災県からの速やかな応援の要請（以下「応援要請」という。）が困難と見込まれるときは、前項の規定による要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の規定による要請があったものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、被災県は、隣接県等に個別に応援を要請することができる。
- 4 第1項及び第2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、前条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとに別に定める。

(応援の実施)

- 第8条 本部長は、前条第1項により応援要請があった場合又は前条第2項の規定により必要な応援を行う場合は、被災県以外の九州・山口各県に対し、応援する地域（以下「応援地域」という。）の割当て又は応援内容の調整を行うものとする。
- 2 応援地域を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）は、当該地域において応援すべき内容を調査し、必要な応援を実施するものとする。ただし、第2条第二号に係る応援については、この限りではない。
- 3 応援担当県は、応援地域への応援の状況を本部長に随時報告するものとし、本部長は報告に基づき、各応援担当県間の応援内容の調整を行うものとする。
- 4 第1項の規定による応援地域の割当ては、各県が行う自主的な応援を妨げるものではない。
- 5 前条第3項の規定による個別の応援を実施する各県は、第6条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとに応援を実施するものとし、応援の状況を本部長に随時報告するものとする。

(他の圏域の災害等への対応)

- 第9条 全国知事会及び他のブロック知事会等に属する被災県からの応援要請については、支援対策本部において総合調整を行う。

(経費の負担)

- 第10条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災県の負担とする。
- 2 応援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災県から要請があった場合には、応援担当県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の事務)

- 第11条 支援対策本部は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に掲げる事務を行う。
- 一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。
 - 二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。
 - 三 情報伝達訓練等防災訓練の実施に関すること。
 - 四 他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。
 - 五 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務に関すること。
- 2 各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(補則)

第 12 条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

2 この協定は、各県が個別に締結する災害及び感染症等に係る相互応援協定を妨げるものではない。

附則

1 この協定は、平成 23 年 10 月 31 日から適用する。

2 九州・山口 9 県災害時相互応援協定は、廃止する。

3 九州・山口 9 県被災地支援対策本部設置要領は、廃止する。

附則

1 この協定は、平成 29 年 10 月 31 日から適用する。

附則

1 この協定は、令和 2 年 4 月 24 日から適用する。

九州・山口 9 県災害時応援協定実施要領

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、九州・山口 9 県災害時応援協定（以下「協定」という。）の実施に必要な総括的事項を定めるものとする。

(支援対策本部事務局の組織及び業務)

第 2 条 協定第 3 条第 5 項の規定に基づき定める支援対策本部事務局の組織は次のとおりとする。

- 一 本部事務局長は、九州地方知事会事務局長をもって充てる。
- 二 本部事務局次長は、九州地方知事会会長県審議監（総務、防災担当）をもって充てる。
- 三 本部事務局員は、九州地方知事会事務局職員並びに九州地方知事会会長県の防災担当課等職員及び必要に応じて協定第 1 条に規定する九州・山口 9 県（被災県以外の県とする。）から派遣される職員をもって充てる。

2 事務局の業務は、協定第 10 条第 1 項に定める事務のほか、次のとおりとする。

- 一 支援対策本部の庶務に関すること。
- 二 被災情報の収集と各県への提供に関すること。
- 三 応援担当県の割当てに関すること。
- 四 応援情報の集約及び各県の応援調整に係ること。
- 五 全国知事会、他のブロック知事会等との調整に関すること。
- 六 広報に関すること。
- 七 その他応援に必要な業務に関すること。

3 協定第 4 条により、本部長の職務の代行がなされた場合の事務局は、職務を代行する知事が別に定めるものとする。

(各県の総合連絡担当部局)

第 3 条 協定第 3 条第 6 項の規定に基づき定める支援対策本部との連絡調整のための各県の総合連絡担当部局は別表のとおりとする。

(応援要請に係る手続等)

第 4 条 協定第 6 条各項（第 2 項を除く。）の規定に基づく応援の要請は、原則として各県の総合連絡担当部局を通じて、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合は、電話等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

2 被災県は、協定第 5 条第 6 号に規定する事項について応援を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして要請を行うものとする。

- 一 協定第 5 条第 2 号から第 5 号までの応援以外に係る物資の提供、資機材の貸与等（以下「その他の物的応援」という。）を要請しようとする場合にあっては、応援を要請する地域、必要とする物資、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段
- 二 その他の物的応援以外の応援を要請しようとする場合にあっては、応援を要請する地域及び必要とする応援の具体的内容

(応援地域の割当て)

第 5 条 協定第 7 条第 1 項の規定により応援県を割り当てる場合は、各県に対し応援の意向を聴取するものとする。

2 支援対策本部は、各県の意向を踏まえて応援地域の割当てを行い、その結果を応援地域を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）及びそれ以外の県に対し通知するものとする。

3 応援の相手方は被災県とし、応援地域は、当該被災県の全域又は市町村ブロック圏域を対象とする。

4 協定第 7 条第 1 項による応援内容の調整を行うときは、被災県からの応援要請の内容を速やかに被災県以外の九州・山口各県に通報し、実施しようとする応援内容をとりまとめ、被災県に通知するものとする。

(応援担当県等による応援)

第 6 条 応援担当県は、割り当てられた応援担当地域の応援すべき内容を把握し、基本的に応援担当県で完結して応援を実施する。

2 前項の規定による応援実施のため、応援担当県は、応援地域に連絡員の派遣、現地応援事務所の設置等を行い、応援すべき内容の把握に努めるものとする。

3 応援担当県の応援及び協定第 7 条第 5 項の規定による応援の実施は、別に定める応援種類ごとの実施細目によるものとする。

4 応援担当県は、自ら完結して応援を行えない場合は、支援対策本部に対し応援内容の調整を依頼することができる。

(経費の負担基準)

第7条 協定第9条第1項の規定に基づき応援を受けた県が負担すべき経費の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 職員の派遣に係る次の経費

ア 応援をした県が定める規定により算定した応援に係る職員の旅費の額及び諸手当の額

イ その他応援を受けた県と応援をした県が協議して定めた経費

二 提供を受けた物資の購入費及び輸送費

三 貸与を受けた資機材の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

四 提供を受けた施設の借上料（被災者が負担すべきものを除く。）

五 前各号に係る応援以外の応援を受けた場合にあっては、当該応援に要した経費

2 協定第9条第2項の規定に基づき応援をした県が応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、前項の基準により算定した額を応援を受けた県に請求するものとする。この場合において、両県が前項の基準により難いと認めるときは、別に協議の上前項の基準によることなく負担関係を定めることができる。

(職員の公務災害補償)

第8条 応援した県の職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

附則

1 この要領は、平成23年10月31日から施行する。

2 九州・山口9県災害時相互応援協定運営要領は、廃止する。

別表第 各県の総合連絡担当部局

福岡県	総務部防災危機管理局	防災企画課
佐賀県	統括本部	消防防災課
長崎県	危機管理監	危機管理課
熊本県	知事公室	危機管理防災課
大分県	生活環境部	防災対策室
宮崎県	総務部危機管理局	危機管理課
鹿児島県	危機管理局	危機管理防災課
沖縄県	知事公室	防災危機管理課
山口県	総務部	防災危機管理

参考資料－ 8

危険物製造所等及び大規模な災害が予想される施設

令和5年3月現在

番号	事業所名	所在地	種別	倍数	区分
1	株式会社大亜	大名308-1	第四類	21.00	屋内貯蔵所
2	株式会社大亜	大名308-1	第四類	9.00	屋内貯蔵所
3	株式会社大亜	大名308-1	第四類	20.00	屋内貯蔵所
4	イカリ消毒沖縄株式会社	兼城185-1	第四類	2.12	屋内貯蔵所
5	正晃株式会社	津嘉山山垣原15	第四類	8.82	屋内貯蔵所
6	沖縄印刷工業組合	兼城577	第四類	3.85	屋内貯蔵所
7	株式会社スズケン沖縄薬品	新川436-1	第四類	9.50	屋内貯蔵所
8	合資会社南風原石油	兼城653-1	第四類	28.50	地下タンク貯蔵所
9	イオン琉球株式会社イオン南風原ショッピングセンター	宮平264	第四類	35.00	地下タンク貯蔵所
10	株式会社サンエーつかざんシティ	津嘉山1471-2	第四類	15.00	地下タンク貯蔵所
11	那覇市・南風原町クリーンセンター	新川650	第四類	30.00	地下タンク貯蔵所
12	エナジックススポーツワールドサザンヒル	宮平455	第四類	5.00	地下タンク貯蔵所
13	沖縄県立精和病院	新川260	第四類	6.00	地下タンク貯蔵所
14	沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	新川118-1	第四類	60.00	地下タンク貯蔵所
15	ソフトバンク株式会社	与那覇349-1	第四類	2.00	地下タンク貯蔵所
16	合資会社南風原石油	兼城653-1	第四類	80.00	移動タンク貯蔵所
17	合資会社南風原石油	兼城653-1	第四類	80.00	移動タンク貯蔵所
18	合資会社南風原石油	兼城127	第四類	80.00	移動タンク貯蔵所
19	合資会社南風原石油	兼城127	第四類	80.00	移動タンク貯蔵所
20	金城久雄	津嘉山442-2	第四類	3.00	移動タンク貯蔵所
21	金城久雄	津嘉山442-1	第四類	4.00	移動タンク貯蔵所
22	新垣一夫	兼城635	第四類	2.00	移動タンク貯蔵所
23	有限会社島開発	与那覇539-1	第四類	2.00	移動タンク貯蔵所
24	なんぶ石油有限会社	与那覇490	第四類	2.00	移動タンク貯蔵所
25	株式会社りゅうねん	宮城434	第四類	6.00	移動タンク貯蔵所
26	株式会社りゅうねん	宮城434	第四類	6.00	移動タンク貯蔵所
27	株式会社りゅうねん	宮城434	第四類	3.00	移動タンク貯蔵所
28	株式会社りゅうねん	宮城434	第四類	3.00	移動タンク貯蔵所
29	株式会社りゅうねん	宮城434	第四類	25.00	移動タンク貯蔵所
30	株式会社りゅうねん	宮城434	第四類	6.00	移動タンク貯蔵所
31	株式会社りゅうねん	宮城434	第四類	5.50	移動タンク貯蔵所
32	株式会社りゅうねん	宮城434	第四類	4.00	移動タンク貯蔵所
33	株式会社りゅうねん	宮城434	第四類	6.00	移動タンク貯蔵所
34	株式会社りゅうねん	宮城434	第四類	6.00	移動タンク貯蔵所
35	那覇バス株式会社	新川144・146-1	第四類	20.00	給油取扱所
36	合資会社南風原石油	兼城127	第四類	316.13	給油取扱所
37	合資会社南風原石油	兼城653-1	第四類	38.00	給油取扱所
38	株式会社りゅうせき	兼城511-2	第四類	215.16	給油取扱所
39	株式会社りゅうせき	与那覇527	第四類	221.11	給油取扱所
40	株式会社りゅうせきエネルギー（津嘉山南SS）	津嘉山1683	第四類	221.65	給油取扱所
41	有限会社ミナミ石油（照屋SS）	照屋329	第四類	160.45	給油取扱所
42	株式会社ユニバーサルホーム 大名サービスステーション	大名180	第四類	130.75	給油取扱所
43	株式会社りゅうせきライフサポート兼城店	兼城265	第四類	261.77	給油取扱所
44	株式会社津嘉山自動車学校	津嘉山593	第四類	3.44	給油取扱所
45	琉信ペイント	与那覇103	第四類	15.00	第一種販売取扱所
46	株式会社大亜	大名308-1	第四類	8.50	第一種販売取扱所
47	株式会社大亜	大名308-1	第四類	38.00	第二種販売取扱所
48	株式会社サンエーつかざんシティ	津嘉山1471-2	第四類	2.50	一般取扱所
49	那覇市・南風原町クリーンセンター	新川650	第四類	5.08	一般取扱所ボイラー
50	沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	新川118-1	第四類	1.10	一般取扱所ボイラー
51	沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	新川118-1	第四類	4.10	一般取扱所ボイラー

参考資料－ 9
災害対策配備要員名簿

災害対策配備要員名簿

対策班名

平成 年 月 日現在

部長		対策班長	
電話番号		電話番号	

第 1 配備（災害対策準備体制）

氏名	電話番号	氏名	電話番号

第 2 配備（災害警戒体制）

氏名	電話番号	氏名	電話番号

第 3 配備（非常体制）

氏名	電話番号	氏名	電話番号

参考資料－10

町内の医療、助産施設の状況

■南風原町内医療機関（病院、診療所）

令和5年3月現在

番号	施設名	所在地	電話番号	診療科目
1	沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	南風原町新川118番地1	098-888-0123	総合内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎・リウマチ科、感染症内科、血液腫瘍内科、糖尿病代謝内科、精神科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、麻酔科、救急科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科、病理診断科、地域医療科、成人先天性心疾患外来、小児総合診療科、小児精神科、小児神経科、小児循環器科、小児腎臓科、小児血液腫瘍科、小児外科、小児整形外科、小児形成外科、小児脳神経外科、小児心臓血管外科、小児泌尿器科小児眼科、小児耳鼻咽喉科、小児放射線科、小児麻酔科、小児集中治療科、新生児内科
2	医療法人社団輔仁会 嬉野が丘サマリヤ人病院	南風原町新川460番地	098-889-1328	精神科、内科、心療内科、歯科
3	沖縄県立精和病院	南風原町新川260番地	098-889-1390	精神科、リハビリテーション科、内科、歯科、心療内科
4	医療法人正清会 久田病院	南風原町大名275番地	098-889-3206	内科、精神科、神経内科、心療内科、他
5	医療法人フェニックス博愛病院	南風原町新川485番地1	098-889-4830	精神科、心療内科
6	医療法人信和会 沖縄第一病院	南風原町兼城642番地1	098-888-1151	内科、呼吸器科、循環器科、消化器科、腎臓内科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、外科、心臓血管外科、整形外科、脳神経外科、小児科、人工透析科、リハビリテーション科
7	はえばる耳鼻咽喉科	南風原町新川163番地	098-888-2233	耳鼻咽喉科
8	沖縄県南部保健所	南風原町宮平212番地	098-889-6351	内科、歯科

番号	施設名	所在地	電話番号	診療科目
9	沖縄県立総合精神保健福祉センター	南風原町 宮平 212 番地 3	098-888-1443	精神科
10	医療法人江南会 はえばる皮膚科医院	南風原町 兼城 725 番地	098-889-7557	皮膚科
11	医療法人江南会 はえばる眼科医院	南風原町 兼城 725 番地	098-889-7555	眼科
12	のはら小児科医院	南風原町 兼城 258 番地	098-888-2111	小児科
13	医療法人上里整形外科	南風原町 兼城 401 番地	098-888-2227	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科
14	一般財団法人沖縄県健康づくり財団	南風原町 宮平 212 番地	098-889-6474	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、婦人科、皮膚科
15	医療法人鯉会一日橋医院	南風原町 兼城 497 番地 1	098-889-7387	内科、外科、整形外科、皮膚科、小児科、泌尿器科、胃腸科
16	医療法人和仁会てるや整形外科	南風原町 津嘉山 1595 番地	098-888-3636	整形外科
17	医療法人ネプロス吉クリニック	南風原町 神里 495 番地	098-888-5552	内科
18	ウィメンズメンタルクリニックみなみ	南風原町 新川 507 番地 1	098-889-3739	精神科、心療内科
19	比嘉胃腸科内科	南風原町 照屋 362 番地	098-882-7000	胃腸科、内科
20	心のクリニックさくら	南風原町 与那覇 283 番地 2 階	098-851-7888	心療内科、精神科
21	南風内科クリニック	南風原町 字津嘉山 1490 番地 メディカルプラザつかざん 3 階	098-888-2121	内科、呼吸器内科
22	みやぐに皮フ科	南風原町 字津嘉山 1490 番地 メディカルプラザつかざん 3 階	098-888-4112	皮膚科
23	医療法人わらべの会わんぱくクリニック	南風原町 字津嘉山 1490 番地 メディカルプラザつかざん 2 階	098-888-1234	小児科
24	つかやま内科	南風原町 字津嘉山 1674 番地	098-888-6610	内科

番号	施設名	所在地	電話番号	診療科目
25	医療法人愛燦会発達・神経クリニックプロップ	南風原町字新川 215 番地 3	098-987-1233	精神科、小児科、内科
26	つかざん腎クリニック	南風原町字津嘉山 1490 番地 メディカルプラザつかざん 4 階	098-888-3200	内科、人工透析内科
27	つかざんクリニック	南風原町字津嘉山 1315 番地 1 カノンビル 1 階	098-888-6789	内科、胃腸内科、肝臓内科
28	那覇内視鏡クリニック	南風原町字新川 217 番地 4 2 階	098-940-6060	胃腸科、内科、消化器内科、肝臓内科、内視鏡内科、糖尿病内科
29	えびす耳鼻科	南風原町字与那覇 283 番地 メディカルプラザはえばる 3 階	098-987-0033	耳鼻咽喉科
30	サニー眼科	南風原町津嘉山 1490 番地 メディカルプラザつかざん 1 階	098-888-1195	眼科
31	ありがとう子供クリニック	南風原町字津嘉山 440 番地 5	098-851-7000	小児科
32	エナ・助産所	南風原町字津嘉山 836 番地 10 2 階	090-1347-0341	-

■南風原町内医療機関（歯科）

令和 5 年 3 月現在

番号	施設名	所在地	電話番号
1	医療法人社団新穂会 南の風皮フ科	南風原町字与那覇 283 番地 メディカルプラザはえばる 1 階	098-987-4346
2	つかざん歯科	南風原町字津嘉山 1567 番地 1 階	098-889-6838
3	高橋歯科医院	南風原町兼城 563 番地 1	098-889-5655
4	一日橋デンタルクリニック	南風原町兼城 516 番地 1 2 階	098-889-6480
5	けん歯科クリニック	南風原町津嘉山 1597 番地 3	098-889-0011
6	医療法人明歯会みなみ歯科医院	南風原町宮平 248 番地 5	098-888-1482
7	トムこども歯科クリニック	南風原町兼城 710 番地 1 むつみマンション 103	098-882-6480

番号	施設名	所在地	電話番号
8	ムーミン歯科	南風原町津嘉山 1709 番地 3 フラッシュユキ 1 階	098-888-2728
9	よなみね歯科クリニック	南風原町宮平 59 - 2	098-800-7005
10	医療法人社団 恵仁会 あつぷる歯科クリニック	南風原町津嘉山 1467 番 3 YK マン ション	098-889-1182
11	はえばる歯科医院	南風原町字照屋 368 番地 サンキャッスル 102 号	098-889-8788
12	まじきな歯科クリニック	南風原町新川 215 番地 3	098-996-1506
13	沖縄県口腔保険医療セン ター	南風原町新川 218 番地 1	098-888-0648
14	オキナワ・デンタルオフ イス	南風原町字津嘉山 1339 番地 1	098-888-2087
15	みのる歯科	南風原町字津嘉山 1371 番地 3	098-888-5489
16	医療法人尚仁会 メディ カルプラザ歯科	南風原町字与那覇 283 番地 メディカルプラザはえばる 3 階	098-888-6480
17	メイプル歯科	南風原町津嘉山 1404 - 2 - 2 コーポ Kazul 階	098-894-6890

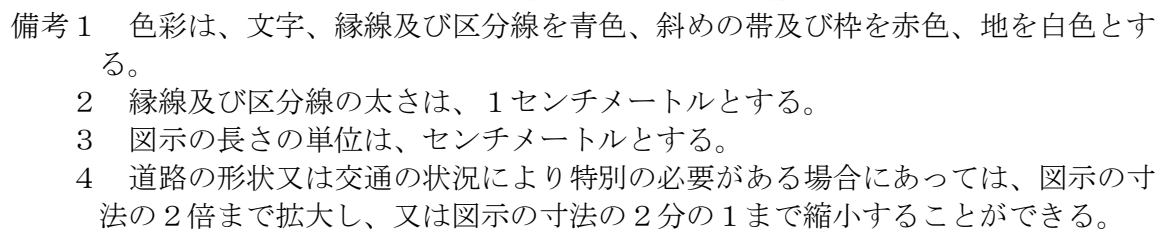
■南風原町内医療機関（薬局、薬店）

令和 5 年 3 月現在

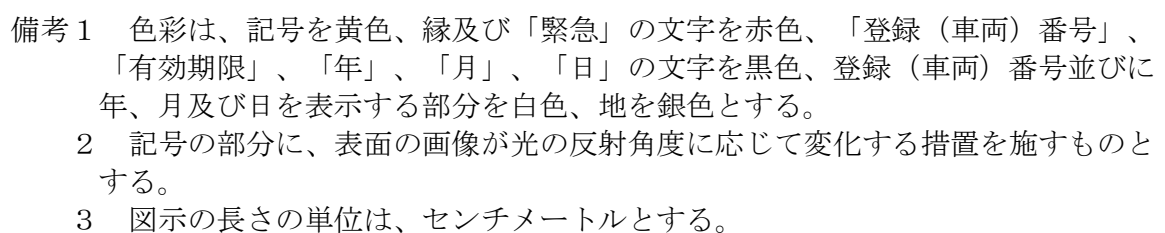
番号	施設名	所在地	電話番号
1	さかき薬局	南風原町津嘉山 1593	098-889-8600
2	あおぞら薬局	南風原町与那覇 236 番地 1	098-835-6633
3	クローバー薬局	南風原町新川 423 番地 7	098-888-2455
4	すこやか薬局 新川店	南風原町新川 101 番地 3	098-882-7111
5	サン薬局	南風原町新川 67-10	098-888-5840
6	クララ薬局	南風原町神里 434 番地 1	098-889-8787
7	一般社団法人沖縄県薬剤 師会営業薬局 医療センタ ー前	南風原町新川 218 番地 10	098-963-8940
8	南薬局	南風原町兼城 724	098-889-7378
9	とくりん薬局	南風原町与那覇 283 番地	098-889-3580
10	ハープ薬局 つかざん店	南風原町字津嘉山 1490 番地 メディカルプラザつかざん 1 階	098-888-3363
11	イオン薬局 南風原店	南風原町字宮平 264 番地	098-940-6120
12	ひだまり薬局	南風原町字新川 214 番地 2	098-987-1065
13	新生堂薬局 琉球つかざ ん店	南風原町字津嘉山 1315 番地 1	098-940-6020
14	りんご薬局 新川店	南風原町新川 217-4 番地 1 階	098-894-6356

番号	施設名	所在地	電話番号
15	メルシー薬局 かねぐすく	南風原町兼城 656 番地 3	098-888-3888
16	one ハート南風原薬局	南風原町照屋 362 番地	098-996-1400
17	あらかわ薬局	南風原町新川 163 番地 14	098-987-0618
18	あいらんど薬局つかざん店	南風原町字津嘉山 442 番地 4	098-851-7038
19	エルファーマシー	南風原町字津嘉山 280 番地 1 3 階	098-889-1755
20	おもろ薬局丸大店	南風原町宮平 251	098-888-0480

様式 1



様式 2



參考資料—12
災害救助基準

令和 4 年度災害救助基準

令和4年4月1日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費・税込)／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。 ○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
			災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,180 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4 月～9 月）冬季（10 月～3 月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000 円以内	災害発生の日から 3 ヶ月以内 （災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6 ヶ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 4,700 円 中学生生徒 5,000 円 高等学校等生徒 5,500 円	災害発生の日から （教科書） 1 ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 213,800 円以内 小人（12 歳未満） 170,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,500 円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第 4 条第 1 項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第 4 条第 2 項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記 1 から 7 ままでに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

参考資料－13

公用令書、公用変更令書及び公用取消令書

(従事命令、協力命令)

従事第 号 公 用 令 書	
住所 氏名	
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 従事 を命じる。 協力	
年 月 日	
処分権者 氏名 印	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出張すべき場所	

(備考 用紙は日本工業規格A5とする。)

(保管命令)

保管第 号 公 用 令 書	
住所 氏名	
災害対策基本法第71条 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 第78条第1項	
年 月 日	
処分権者 氏名 印	
保管すべき物資の種類	数量

(備考 用紙は日本工業規格A5とする。)

(管理、使用、収用)

管理（使用、収用）第 号 公 用 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第71条 第78条第1項 の規定に基づき、次のとおり 管理 使用 する。 収用 年 月 日 処分権者 氏名 印							
名称	数量	存在箇所	範囲	期間	引渡月日	引渡場所	備考

(備考 用紙は日本工業規格A5とする。)

(変更)

変更 第 号 公 用 変 更 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第71条 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）にかかる処分を 第78条第1項 次のとおり変更しましたので、同法施行令第34条第1項の規定によりこれを交付する。 年 月 日 処分権者 氏名 印	
変更した内容	

(備考 用紙は日本工業規格A5とする。)

(取消)

取消 第 号

公 用 取 消 令 書

住所

氏名

災害対策基本法第71条 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）にかかる処分を
第78条第1項
取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定によりこれを交付する。

年 月 日

処分権者

氏名

印

（備考 用紙は日本工業規格A5とする。）

住家被害認定調査票、罹災証明書

住家被害認定調査票		調査票番号		■判定した住家の範囲が分かるように記載	
地震 木造・プレハブ 第1次A					
調査日		令和 年 月 日		3 配置状況	
1 調査時		: ~ :			
調査員					
所在地					
世帯主					
2 住家		□住家である(居住のために使用されている)			
4 応急危険度判定		[危険] [要注意] [調査済] [不明]		■応急危険度判定調査表等に記載されている傾斜、コメント等を転記	
5 外観		☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 一見して住家全部が流出又はずり落ち ☐ 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、かつ基礎直下の地盤が流出・陥没 ☐ 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断		いずれかに該当 → □判定へ(全壊)	
6 傾斜		測定箇所 ① ② ③ ④ 平均値 水平距離 (cm)		6cm以上(下げ振り120cmの場合) → □判定へ(全壊)	
7 躯体		☐ 基礎の損傷率が75%以上である(損傷長/全長×100)		損傷率75%以上 → □判定へ(全壊)	
8 基礎		損傷率 0% ~10% ~20% ~40% ~60% ~74% 損害割合 0 1 2 4 6 7			
9 壁		面積率 ~10% ~20% ~40% ~60% ~80% ~100% 無被害 0 0 0 0 0 0 程度Ⅰ 1 2 3 5 6 8 程度Ⅱ 2 4 8 11 15 19 程度Ⅲ 4 8 15 23 30 38 程度Ⅳ 6 11 23 34 45 56 程度Ⅴ 8 15 30 45 60 75			
10 屋根		面積率 ~10% ~20% ~40% ~60% ~80% ~100% 無被害 0 0 0 0 0 0 程度Ⅰ 0 0 1 1 1 2 程度Ⅱ 0 1 2 2 3 4 程度Ⅲ 1 2 3 5 6 8 程度Ⅳ 1 2 5 7 9 11 程度Ⅴ 2 3 6 9 12 15			
【損害割合算出表】		(注)「6傾斜」の平均値が2cm未満の場合「計あ」の値を、2cm以上の場合「計あ」又は「計い」のうち大きい値を住家の損害割合とする。			
傾斜無		8基礎 +9壁 + 10屋根 = 計あ		傾斜有 6傾斜 + 10屋根 = 計い	
判定		損害割合 10%未満 10%以上 20%以上 30%以上 40%以上 50%以上			
		□ 準半壊に至らない(一部損壊) □ 準半壊 □ 半壊 □ 中規模半壊 □ 大規模半壊 □ 全壊			

住家被害認定調査票（地震による被害）木造・プレハブ第1次B

住家被害認定調査票 地震 木造・プレハブ 第1次B		調査票番号		配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載
調査日	令和 年 月 日				
1 調査時	: ~ :				
調査員					
所在地					
世帯主					
2 住家	☐ 住家である(居住のために使用されている)				

4 応急危険度判定	危険 要注意 調査済 不明	■応急危険度判定調査表等に記載されている傾斜、コメント等を転記
-----------	------------------------	---------------------------------

5 外観	☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 一見して住家全部が流出又はずり落ち ☐ 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、かつ基礎直下の地盤が流出・陥没 ☐ 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断	いずれかに該当	☐ 判定へ(全壊)
------	---	---------	----------------------------------

6 傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値	6cm以上(下げ振り120cmの場合)	☐ 判定へ(全壊)
	水平距離(cm)							

7 躯体	☐ 基礎の損傷率が75%以上である(損傷長/全長×100)	損傷率75%以上	☐ 判定へ(全壊)
------	--	----------	----------------------------------

8 基礎	損害割合	無被害	1	2	4	6	7
------	------	-----	---	---	---	---	---

9 壁	損害割合	無被害	8	15	30	45	75
-----	------	-----	---	----	----	----	----

10 屋根	損害割合	無被害	2	3	6	9	15
-------	------	-----	---	---	---	---	----

(備考)

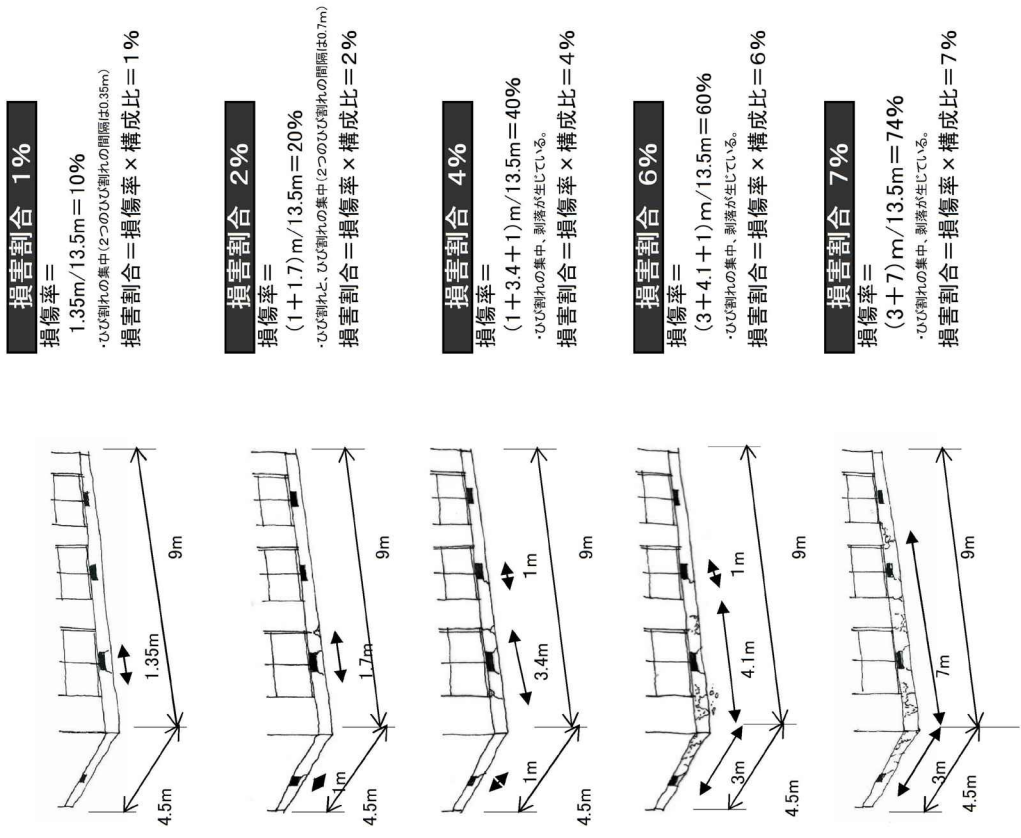
【損害割合算出表】

□A「6傾斜」の平均値が2cm以上(6cm未満)である		Aに該当かつBに該当(傾斜有を計算)						
□B「9壁」の損害割合が無被害又は8である		上記以外(傾斜無を計算)						
傾斜無	8基礎	+ 9壁	+ 10屋根	= 計	傾斜有	6傾斜	+ 10屋根	= 計
						1 5		
判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上	
		☐ 準半壊に至らない(一部損壊)	☐ 準半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊	

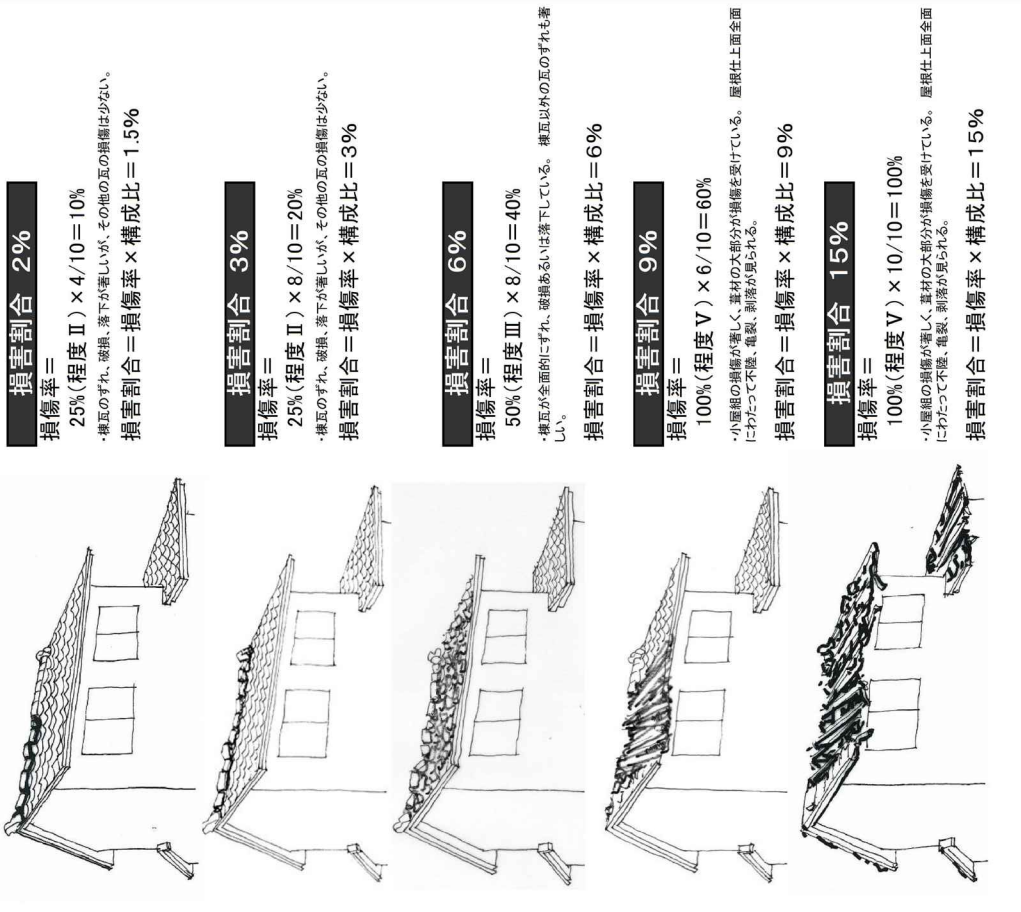
住家被害認定調査(地震:木造・プレハブ_第1次B) 損害割合イメージ図

本書籍では、各イメージ図において、描かれていない他の2面が、概ね同様の損傷状況である前提で、損傷割合を算定している。住家の各面において損傷状況が異なる住家については、イメージ図を参考に損傷割合の判定を行う際には、各面の面積を考慮して判定する必要がある。

＜基礎＞ 構成比10%



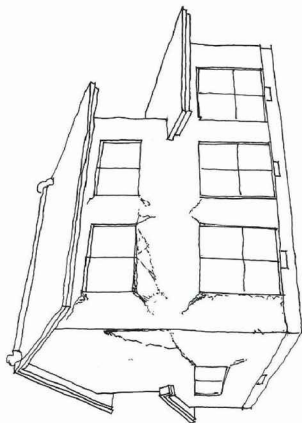
＜屋根＞ 構成比15%



本資料では、各イメージ図において、描かれていない他の2面が、概ね同等の損傷状況である前提で、損害割合を算定している。住家の各面において損傷状況が異なる住家について、イメージ図を参考に損害割合の判定を行う際には、各面の面積を考慮して判定する必要がある。

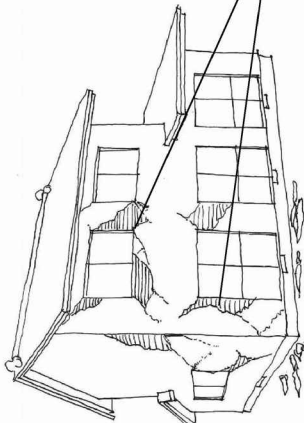
住家被害認定調査（地震：木造・プレハブ_第1次B） 損害割合イメージ図

＜壁＞ 構成比75%



損害割合 8%

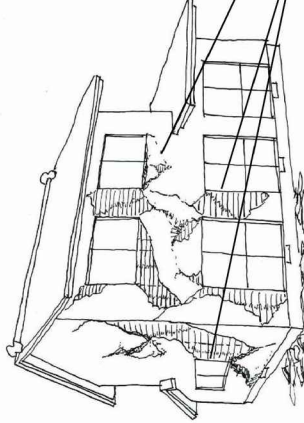
損傷率＝
 $25\%(\text{程度Ⅱ}) \times 8/20 = 10\%$
・仕上の剥離が生じている。
損害割合＝損傷率×構成比＝7.5%



損害割合 15%

損傷率＝
 $50\%(\text{程度Ⅲ}) \times 8/20 = 20\%$
・仕上材が脱落している。
損害割合＝損傷率×構成比＝15%

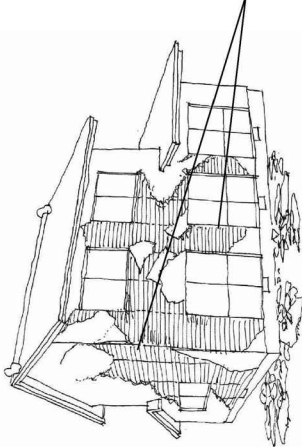
仕上材が脱落している。(程度Ⅲ)



損害割合 30%

損傷率
 $50\%(\text{程度Ⅲ}) \times 4/20 = 10\%$
・仕上材が脱落している。 } 40%
 $75\%(\text{程度Ⅳ}) \times 8/20 = 30\%$
・仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。
損害割合＝損傷率×構成比＝30%

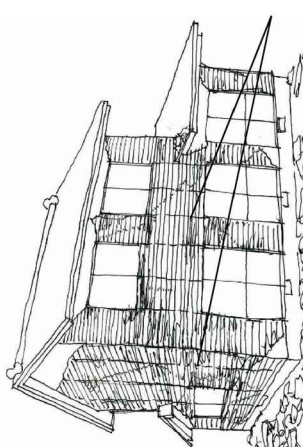
仕上材が脱落している。(程度Ⅲ)
下地材にひび割れが生じている。(程度Ⅳ)



損害割合 45%

損傷率＝
 $75\%(\text{程度Ⅳ}) \times 16/20 = 60\%$
・仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。
損害割合＝損傷率×構成比＝45%

下地材にひび割れが生じている。(程度Ⅳ)

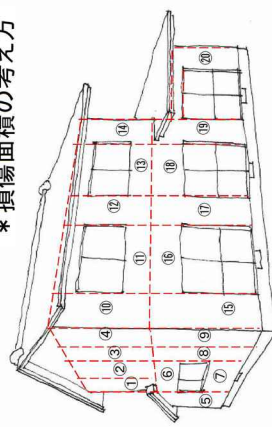


損害割合 75%

損傷率＝
 $100\%(\text{程度Ⅴ}) \times 20/20 = 100\%$
・仕上材が脱落しており、下地材に破損が生じている。
損害割合＝損傷率×構成比＝75%

下地材に破損が生じている。(程度Ⅴ)

* 損傷面積の考え方



※仕上材が脱落している場合、下地材の損傷状況により、当該部分の損傷程度が以下のとおり異なることに留意して下さい。
損傷なし ⇒ 程度Ⅲ(50%)
ひび割れあり ⇒ 程度Ⅳ(75%)

住家被害認定調査票（木造・プレハブ第2次-1）

住家被害認定調査票 地震 木造・プレハブ 第2次-1	調査票番号		3 外観		☐ 住家全部が倒壊又は住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 住家全部が流出又はずり落ち ☐ 地盤被害により基礎に著しい損傷 ☐ 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断		いずれかに該当	☐ 判定へ（全壊）
	調査日 令和 年 月 日		4 傾斜 水平距離（cm）		①	平均値	☐ 判定へ（全壊） 6cm以上（下げ振り120cmの場合）	
	1 調査時 : ~ :				②			
	調査員				③			
	所在地				④			
	世帯主		2 住家 ☐ 住家である（居住のために使用されている）					
5 基礎	損傷長（m）	全長（m）	損傷率＝ 損傷長／全長×100		損傷率 75%以上	☐ 判定へ（全壊）		
6 柱（又は耐力壁）	☐ 柱（又は耐力壁）の損傷率が75%以上				損傷率 75%以上	☐ 判定へ（全壊）		

該当しない場合は2頁「7」以降へ

【損害割合算出表】

(注) d・g列は、四捨五入した値を記入する。
h列は、傾斜が2cm以上の場合のみ記入する。

部位	構成比	階別部位別損害割合		部位別損害割合	階別重み付け		重み付き損害割合	h (☐ 傾斜が2cm以上) 傾斜を考慮した損害割合 あ>い→d あ≤い→g
		主要階	その他階		主要階	その他階		
		B※	C※		b+c	b×1.25		
9 外壁	10							
10 内壁	10							
11 床 (階段含)	10							
5 基礎	10	「5.基礎」の損傷率×0.1 →						
12 柱(又は耐力壁)	15			11%以上で全壊				
13 屋根	15							
14 天井	5							
15 建具	15							
16 設備	10							
※ B及びCは、調査票3頁のB及びCの値とする。				「あ」又は「い」(傾斜が2cm以上の場合は、「あ」、「い」又は「う」)の中で最大の値を住家の損害割合とする。				15%
計		あ		い				う
判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上	
		☐ 準半壊に達しない (一部損壊)	☐ 準半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊	

住家被害認定調査票（木造・プレハブ第2次-2）

住家被害認定 調査票 地震 木造・プレハブ 第2次-2	調査票 番号	
---	-----------	--

主要階 ・ その他階
()階平面図 ・ 屋根伏図

[illegible]

住家被害認定調査票（木造・プレハブ第2次-3）

住家被害認定調査票		調査票番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
地震 木造・プレハブ 第2次-3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
8	面積率	床	主要階 (1)	その他階 (2)	計 1.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		屋根	(3)	(4)	1.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="8">主要階</th> <th colspan="8">その他階</th> </tr> <tr> <th></th> <th>面積率</th> <th>～10%</th> <th>～20%</th> <th>～40%</th> <th>～60%</th> <th>～80%</th> <th>～100%</th> <th>計</th> <th></th> <th>面積率</th> <th>～10%</th> <th>～20%</th> <th>～40%</th> <th>～60%</th> <th>～80%</th> <th>～100%</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">9</td> <td rowspan="6">外壁</td> <td>無被害</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td rowspan="6">計×(1)</td> <td rowspan="6">程度Ⅰ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td rowspan="6">計×(2)</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅰ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>程度Ⅱ</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅱ</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>程度Ⅲ</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅲ</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>程度Ⅳ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅳ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>程度Ⅴ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅴ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">10</td> <td rowspan="6">内壁</td> <td>無被害</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td rowspan="6">計×(1)</td> <td rowspan="6">程度Ⅰ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td rowspan="6">計×(2)</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅰ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>程度Ⅱ</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅱ</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>程度Ⅲ</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅲ</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>程度Ⅳ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅳ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>程度Ⅴ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅴ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">11</td> <td rowspan="6">床（階段含）</td> <td>無被害</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td rowspan="6">計×(1)</td> <td rowspan="6">程度Ⅰ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td rowspan="6">計×(2)</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅰ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>程度Ⅱ</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅱ</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>程度Ⅲ</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅲ</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>程度Ⅳ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅳ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>程度Ⅴ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅴ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">12</td> <td rowspan="6">柱（又は耐力壁）</td> <td>無被害</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td rowspan="6">計×(1)</td> <td rowspan="6">程度Ⅰ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td rowspan="6">計×(2)</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅰ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>程度Ⅱ</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅱ</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>程度Ⅲ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅲ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>程度Ⅳ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅳ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>程度Ⅴ</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅴ</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">13</td> <td rowspan="6">屋根</td> <td>無被害</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td rowspan="6">計×(3)</td> <td rowspan="6">程度Ⅰ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td rowspan="6">計×(4)</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅰ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>程度Ⅱ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅱ</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>程度Ⅲ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅲ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>程度Ⅳ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅳ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>程度Ⅴ</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅴ</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">14</td> <td rowspan="6">天井</td> <td>無被害</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td rowspan="6">計×(1)</td> <td rowspan="6">程度Ⅰ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td rowspan="6">計×(2)</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅰ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>程度Ⅱ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅱ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>程度Ⅲ</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅲ</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>程度Ⅳ</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅳ</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>程度Ⅴ</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅴ</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">15</td> <td rowspan="6">建具</td> <td>枚数率</td> <td>～10%</td> <td>～20%</td> <td>～40%</td> <td>～60%</td> <td>～80%</td> <td>～100%</td> <td rowspan="6">計</td> <td rowspan="6">枚数率</td> <td>～10%</td> <td>～20%</td> <td>～40%</td> <td>～60%</td> <td>～80%</td> <td>～100%</td> <td rowspan="6">計</td> </tr> <tr> <td>無被害</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>程度Ⅰ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅰ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>程度Ⅱ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅱ</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>程度Ⅲ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅲ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>程度Ⅳ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅳ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>程度Ⅴ</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">16</td> <td rowspan="2">設備</td> <td>浴室 (3%以内)</td> <td>主要階 ・ その他階</td> <td>1%. 配管のズレ等 2%. パスタブの割れ等 3%. 再使用が不可能</td> <td rowspan="2">その他 (左記以外の水回り、 ベランダ等 4%以内)</td> <td rowspan="2">主要階 ・ その他階</td> <td rowspan="2">計</td> </tr> <tr> <td>台所 (3%以内)</td> <td>主要階 ・ その他階</td> <td>1%. 配管のズレ等 2%. 再使用は可能だが大きく破損 3%. 再使用が不可能</td> </tr> </tbody> </table>						主要階								その他階									面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計		面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	9	外壁	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1)	程度Ⅰ	0	0	0	0	0	0	0	計×(2)	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10							10	内壁	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1)	程度Ⅰ	0	0	0	0	0	0	0	計×(2)	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10							11	床（階段含）	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1)	程度Ⅰ	0	0	0	0	0	0	0	計×(2)	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10							12	柱（又は耐力壁）	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1)	程度Ⅰ	0	0	0	0	0	0	0	計×(2)	程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15							13	屋根	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(3)	程度Ⅰ	0	0	0	0	0	0	0	計×(4)	程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	程度Ⅱ	0	0	1	1	1	2	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15							14	天井	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1)	程度Ⅰ	0	0	0	0	0	0	0	計×(2)	程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1	程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4	程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4	程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5	程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5							15	建具	枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	無被害	0	0	0	0	0	0	程度Ⅰ	0	0	0	0	0	0	程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	程度Ⅱ	0	0	1	1	1	2	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	16	設備	浴室 (3%以内)	主要階 ・ その他階	1%. 配管のズレ等 2%. パスタブの割れ等 3%. 再使用が不可能	その他 (左記以外の水回り、 ベランダ等 4%以内)	主要階 ・ その他階	計	台所 (3%以内)	主要階 ・ その他階	1%. 配管のズレ等 2%. 再使用は可能だが大きく破損 3%. 再使用が不可能
主要階								その他階																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計		面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
9	外壁	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1)	程度Ⅰ	0	0	0	0	0	0	0	計×(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1			程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3			程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5			程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8			程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
10	内壁	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1)	程度Ⅰ	0	0	0	0	0	0	0	計×(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1			程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3			程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5			程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8			程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
11	床（階段含）	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1)	程度Ⅰ	0	0	0	0	0	0	0	計×(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1			程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3			程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5			程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8			程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
12	柱（又は耐力壁）	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1)	程度Ⅰ	0	0	0	0	0	0	0	計×(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2			程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4			程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8			程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11			程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
13	屋根	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(3)	程度Ⅰ	0	0	0	0	0	0	0	計×(4)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2			程度Ⅱ	0	0	1	1	1	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4			程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8			程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11			程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
14	天井	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1)	程度Ⅰ	0	0	0	0	0	0	0	計×(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1			程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1			程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3			程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4			程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
15	建具	枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		無被害	0	0	0	0	0	0			程度Ⅰ	0	0	0	0	0		0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2			程度Ⅱ	0	0	1	1	1		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4			程度Ⅲ	1	2	3	5	6		8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8			程度Ⅳ	1	2	5	7	9		11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11			程度Ⅴ	2	3	6	9	12		15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
16	設備	浴室 (3%以内)	主要階 ・ その他階	1%. 配管のズレ等 2%. パスタブの割れ等 3%. 再使用が不可能	その他 (左記以外の水回り、 ベランダ等 4%以内)	主要階 ・ その他階	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		台所 (3%以内)	主要階 ・ その他階	1%. 配管のズレ等 2%. 再使用は可能だが大きく破損 3%. 再使用が不可能																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

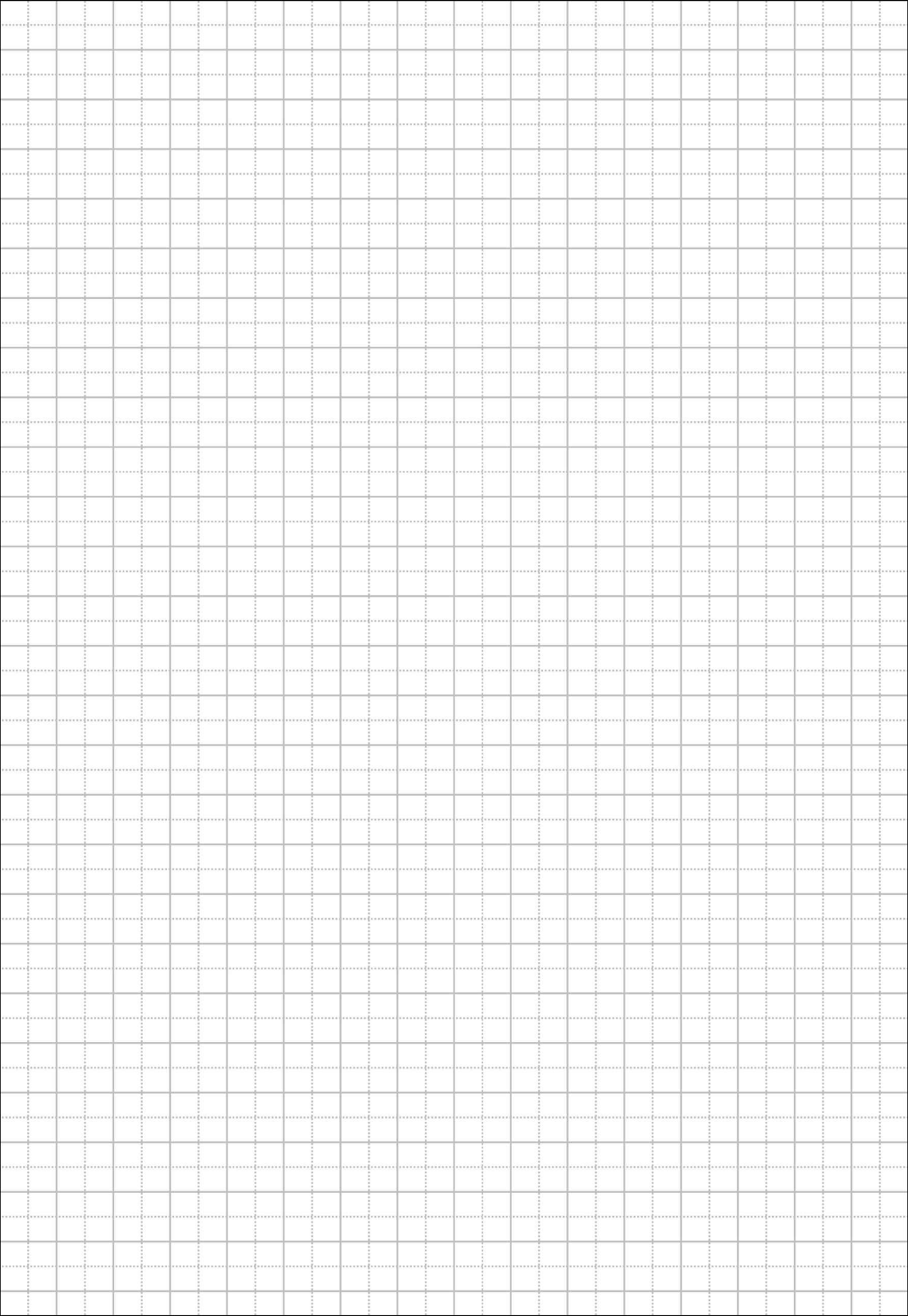
住家被害認定調査票（地震による被害）非木造第1次

住家被害認定調査票 地震 非木造 第1次		調査票 番 号	配置 状 況		■判定した住家の範囲が分かるように記載																								
調査日	令和 年 月 日		3	配置 状 況																									
1 調査時	: ~ :																												
調査員																													
所在地																													
世帯主																													
2 住 家	☐ 住家である(居住のために使用されている)																												
4 応急危険 度判定	危険 要注意 調査済 不明				■応急危険度判定調査表等に記載されている傾斜、コメント等を転記																								
5 外 観	☐ 住家全部が倒壊 又は 住家の一部の階が全部倒壊		該当		□判定へ (全壊)																								
6 傾 斜	測定箇所	①	②	③			④	平均値																					
7 傾 斜 確 認	水平 距離 (cm)						□傾斜の平均値が4cm(下げ振り120cm の場合)以上 □(基礎ぐいを用いる住家について) 傾斜の平均値が2cm(下げ振り120cm の場合)以上かつ最大沈下量又は 最大露出量30cm以上 いずれか に該当																						
8 柱・梁 の確認	☐ ア. 外観目視により柱又は梁を確認できる場合 9柱(又は梁)、11雑壁・仕上等、12設備等を調査		☐ イ. 外観目視により柱及び梁を確認できない場合 10外壁、12設備等を調査																										
面積・本数率		～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	面積率		～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計												
9 柱(又は梁) (60%)		無被害	0	0	0	0	0	0	※45%以上 で全壊	10 外壁 (85%)		無被害	0	0	0	0	0	0											
		I	1	1	2	4	5	6				I	1	2	3	5	7	9											
		II	2	3	6	9	12	15				II	2	4	9	13	17	21											
		III	3	6	12	18	24	30				III	4	9	17	26	34	43											
		IV	5	9	18	27	36	45				IV	6	13	26	38	51	64											
		V	6	12	24	36	48	60				V	9	17	34	51	68	85											
面積率		～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	設備		損傷の状況		損害割合		計														
11 雑壁・仕上等 (25%)		無被害	0	0	0	0	0	0	→	12 高架水槽・ 受水槽																			
		I	0	1	1	2	2	3		外部階段																			
		II	1	1	3	4	5	6		その他																			
		III	1	3	5	8	10	13																					
		IV	2	4	8	11	15	19																					
		V	3	5	10	15	20	25																					
【損害割合算出表】										ア. 外観目視により柱又は梁を確認できる場合										イ. 外観目視により柱及び梁を確認できない場合									
		6 傾斜	9 柱(又は梁)	11 雑壁・仕上等	12 設備等	計				6 傾斜		10 外壁	12 設備等	計															
傾斜 無						あ				傾斜 無				う															
傾斜 有		20				い				傾斜 有		20		え															
(注)「6傾斜」の平均値が2cm未満の場合、「あ」又は「う」を、2cm以上の場合、「あ」又は「い」若しくは「う」又は「え」のうち大きい値を損害割合とする。																													
判定		損害割合		10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上																				
				□ 準半壊に至らない (一部損壊)	□ 準半壊	□ 半壊	□ 中規模半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊																				

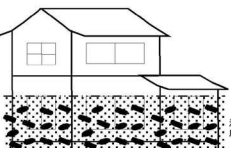
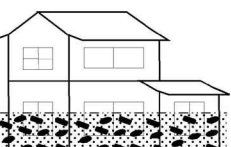
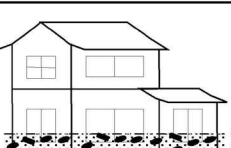
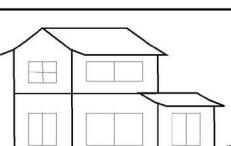
住家被害認定調査票（地震による被害）非木造第2次-1

住家被害認定調査票 地震非木造第2次-1		調査票 番 号								
調査日 令和 年 月 日										
1 調査時		: ~ :								
調査員										
所在地										
世帯主										
2 住 家		☐ 住家である(居住のために使用されている)								
7 構造の 確認	☐ 鉄骨造の場合 柱(本数で判定) 柱が見えない場合 ↓ 耐力壁(ブレース数で判定) 耐力壁が見えない場合 ↓ 外部仕上げ(面積で判定)		☐ 鉄筋コンクリートの場合 →・ラーメン構造の場合 柱(本数で判定) →・壁式構造の場合 耐力壁(面積で判定)							
面積率		～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計		
8 無被害		0	0	0	0	0	0			
外部仕上・天井		I	0	0	1	1	1			
II		0	1	1	2	2	3			
III		1	1	2	3	4	5			
IV		1	2	3	5	6	8			
V		1	2	4	6	8	10			
面積・本数率		～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計		
9 無被害		0	0	0	0	0	0	※38%以上で全壊		
内部仕上・天井		I	0	0	1	1	1			
II		0	1	1	2	2	3			
III		1	1	2	3	4	5			
IV		1	2	3	5	6	8			
V		1	2	4	6	8	10			
面積・本数率		～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計		
10 無被害		0	0	0	0	0	0	※8%以上で全壊		
床・梁		I	0	0	1	1	1			
II		0	1	1	2	2	3			
III		1	1	2	3	4	5			
IV		1	2	3	5	6	8			
V		1	2	4	6	8	10			
設備		1% 2% 3% 配管のズレ等 バスタブの割れ等 再使用が不可能 1% 2% 3% 配管のズレ等 再使用は可能だが大きく破損 再使用が不可能						計		
11 柱(又は耐力壁)		I	1	1	2	3	4	5	※38%以上で全壊	
II		1	3	5	8	10	13			
III		3	5	10	15	20	25			
IV		4	8	15	23	30	38			
V		5	10	20	30	40	50			
12 設備等(住家内)		1% 2% 3% 配管のズレ等 再使用は可能だが大きく破損 再使用が不可能						計		
13 建具		I	0	0	0	0	0	1	5%	
II		0	0	1	1	1	1			
III		0	1	1	2	2	3			
IV		0	1	2	2	3	4			
V		1	1	2	3	4	5			
14 設備等(住家外)		高架水槽・受水槽 外部階段 その他						計		
判定		傾斜無 傾斜有								
【損害割合算出表】		4傾斜	8外部仕上・雑壁・屋根	9内部仕上・天井	10床・梁 ※大きい方	11柱 (又は耐力壁)	12設備等 (住家内)	13建具	14設備等 (住家外)	計
傾斜無										あ
傾斜有		20								い
(注)「4傾斜」の平均値が2cm未満の場合「あ」を、2cm以上の場合「あ」又は「い」のうち大きい値を損害割合とする。										
判定		損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上		
			☐ 準半壊に至らない (一部損壊)	☐ 準半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊		

住家被害認定調査票（地震による被害）非木造第 2 次-2

住家被害認定 調査票 地震 非木造 第2次-2	調査票 番号		()階平面図																			
			6 																			

住家被害認定調査票（水害による被害）木造・プレハブ 第1次A

住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ 第1次A(外力による一定以上の損傷あり)		調査票番号 	■判定した住家の範囲が分かるように記載				
調査日 令和 年 月 日		3 配置状況					
1	調査時		: ~ :				
	調査員						
	所在地						
	世帯主						
2	住家	☐ 住家である(居住のために使用されている)					
4	外観	☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 一見して住家全部が流失 ☐ 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、基礎直下の地盤が流出・陥没					
5	構造	☐ 木造・プレハブである					
6	階高	☐ 住家が戸建ての1～2階建てである					
7	外力	☐ 住家に津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することにより、「外壁」及び「建具」の損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷がある					
8 浸水深							
		床上1.8m以上の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 50%以上	全壊	☐		
		床上1m以上 1.8m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 40%以上	大規模半壊	☐		
		床上0.5m以上 1m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 30%以上	中規模半壊	☐		
		床上0.5m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 20%以上	半壊	☐		
		床下浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 10%未満	準半壊に 至らない (一部損壊)	☐		
判定	損害割合		10%未満	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
			☐ 準半壊に至らない (一部損壊)	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊

住家被害認定調査票（水害による被害）木造・プレハブサンプル調査その1

住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ		調査票番号	サンプル調査	
サンプル調査その1			2 住家	3 構造
調査日	令和 年 月 日		4 階高	5 外力
調査時	: ~ :			
調査員				
所在地				
世帯主				

該当しない項目がある

サンプル調査を行うには不適当であり、区域を見直す又は個別に調査を行う。

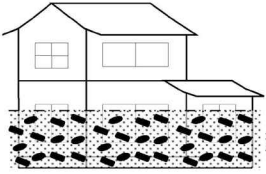
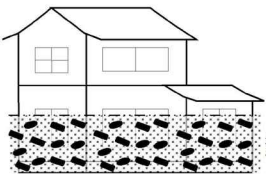
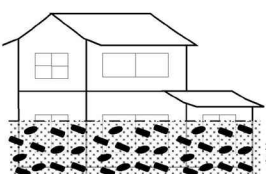
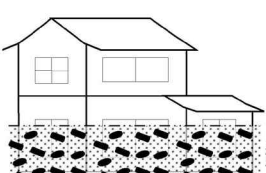
「2」～「5」すべてに該当

6 区域図	
サンプル調査を行う区域の図面を添付。図面ではすべての住家の住棟の形と地形が明確であること サンプル調査を行った四隅の住家について、それぞれA,B,C,Dのマークを施し、「その2」の調査票で調査結果を記載すること。	

判定	区域内における木造・プレハブの戸建ての1～2階建てのすべての住家※	50%以上
		□ 全壊

※区域内の木造・プレハブの戸建ての1～2階建ての住家以外の住家については、別途個別に調査を行う。

住家被害認定調査票（水害による被害）木造・プレハブサンプル調査その2

住家被害認定 調査票 水害 木造・プレハブ サンプル調査その2		調査票 番 号	サンプル調査		
6 サンプル調査結果					
A		床上1.8m以上の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 50%以上	全壊	☐
	上記に該当しない(床上1.8m未満の浸水)				☐
B		床上1.8m以上の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 50%以上	全壊	☐
	上記に該当しない(床上1.8m未満の浸水)				☐
C		床上1.8m以上の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 50%以上	全壊	☐
	上記に該当しない(床上1.8m未満の浸水)				☐
D		床上1.8m以上の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 50%以上	全壊	☐
	上記に該当しない(床上1.8m未満の浸水)				☐

住家被害認定調査票（水害による被害）木造・プレハブ第1次B

住家被害認定調査票 水害 木造・プレハブ 第1次B(外力による一定以上の損傷なし)		調査票番号		3 配置状況	
調査日	令和 年 月 日				
1 調査時	: ~ :				
調査員					
所在地					
世帯主					
2 住家	☐ 住家である(居住のために使用されている)				
4 外観	☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 一見して住家全部が流失 ☐ 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、基礎直下の地盤が流出・陥没				いずれかに該当 ☐判定へ (全壊)
5 構造	☐ 木造・プレハブである				該当しない項目がある 「5」～「7」すべてに該当 本調査票以外の適切な調査票を利用
6 階高	☐ 住家が戸建ての1～2階建てである				
7 外力	☐ 津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することにより、損傷程度が50～100%(程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。)に該当する損傷が「外壁」に1箇所も発生していない又は「建具(サッシ・ガラス・ドア)」に1箇所も発生していない				
8 浸水深					
☐浸水深が床上まで達していない(床下浸水) ↓ 該当しない 第2次調査を実施					損害割合 10%未満 ☐判定へ (準半壊に至らない (一部損壊))
判定	損害割合	10%未満	判定に至らない		
		☐ 準半壊に至らない (一部損壊)	☐ (第2次調査を実施)		

住家被害認定調査票（水害による被害）木造・プレハブ第2次A-1

住家被害認定調査票

水害
木造・プレハブ
第2次A-1

調査票番号

■戸建て1～2階建てで外力による一定以上の損傷が発生している場合

■戸建ての1～2階建てでない場合

■判定した住家の範囲が分かるように記載

配置状況

調査日

令和 年 月 日

1 調査時

:

～

:

調査員

所在地

世帯主

2 住家

☐住家である(居住のために使用されている)

4 外観

☐住家全部が倒壊

☐住家の一部の階が全部倒壊

☐一見して住家全部が流失

☐基礎のいずれかの辺が全部破壊し、基礎直下の地盤が流出・陥没

いずれかに該当

☐判定へ
(全壊)

5 傾斜

測定箇所

①

②

③

④

平均値

6cm以上
(下げ振り)

☐判定へ
(全壊)

6 躯体

☐柱(又は耐力壁)又は基礎の損傷率が75%以上である

損傷率
75%以上

☐判定へ
(全壊)

7 基礎

外力等
損傷割合

0%

～10%

～20%

～40%

～60%

～74%

計

汚泥
損傷割合

0

1 (□床下に汚泥が堆積している。)

「8」以降へ

【損害割算出表】

(注)d・g列は、四捨五入した値を記入する。
h列は、傾斜が2cm以上の場合のみ記入する。

部位	構成比	階別部位別損害割合		部位別 損害割合	階別重み付け		重み付き 損害割合	h (□傾斜が 2cm以上) 傾斜を考慮し た損害割合 あ>い→d あ≤い→g
		主要階	その他階		主要階	その他階		
		B※	C※	b+c	b×1.25	c×0.5	e+f (e+f>a→a)	
10 外壁	10							
11 内壁	10							
12 床 (階段含)	10							
7 基礎	10	「7.基礎」の損害割合						
13 柱(又は 耐力壁)	15			11%以上で全壊				
14 屋根	15							
15 天井	5							
16 建具	15							
17 設備	10							
		※ B及びCは、調査票3頁のB及びCの値とする。		「あ」又は「い」(傾斜が2cm以上 の場合は、「あ」、「い」又は 「う」)の中で最大の値を住家 の損害割合とする。				15%
		計		あ	い		う	

判定

損害割合

10%未満

10%以上

20%以上

30%以上

40%以上

50%以上

☐準半壊に至らない
(一部損壊)

☐準半壊

☐半壊

☐中規模半壊

☐大規模半壊

☐全壊

住家被害認定調査票（水害による被害）木造・プレハブ第2次 A-2

住家被害認定 調査票	調査票 番 号		主要階 ・ その他階	
			()階平面図 ・ 屋根伏図	

8

住家被害認定調査票（水害による被害）木造・プレハブ第2次A-3

住家被害認定調査票		調査票番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
水害 木造・プレハブ 第2次A-3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
9	面積率	床	(1)	(2)	1.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		屋根	(3)	(4)	1.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="8">主要階</th> <th colspan="8">その他階</th> </tr> <tr> <th></th> <th>面積率</th> <th>～10%</th> <th>～20%</th> <th>～40%</th> <th>～60%</th> <th>～80%</th> <th>～100%</th> <th>計</th> <th></th> <th>面積率</th> <th>～10%</th> <th>～20%</th> <th>～40%</th> <th>～60%</th> <th>～80%</th> <th>～100%</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">10</td> <td rowspan="6">外壁</td> <td>無被害</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td rowspan="6">計×(1)</td> <td rowspan="6">10</td> <td rowspan="6">外壁</td> <td>無被害</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td rowspan="6">計×(2)</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅰ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅱ</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅲ</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅳ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅴ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">11</td> <td rowspan="6">内壁</td> <td>無被害</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td rowspan="6">計×(1)</td> <td rowspan="6">11</td> <td rowspan="6">内壁</td> <td>無被害</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td rowspan="6">計×(2)</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅰ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅱ</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅲ</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅳ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅴ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">12</td> <td rowspan="6">床（階段含）</td> <td>無被害</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td rowspan="6">計×(1)</td> <td rowspan="6">12</td> <td rowspan="6">床（階段含）</td> <td>無被害</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td rowspan="6">計×(2)</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅰ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅱ</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅲ</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅳ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅴ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">13</td> <td rowspan="6">柱（又は耐力壁）</td> <td>無被害</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td rowspan="6">計×(1)</td> <td rowspan="6">13</td> <td rowspan="6">柱（又は耐力壁）</td> <td>無被害</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td rowspan="6">計×(2)</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅰ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅱ</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅲ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅳ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅴ</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">14</td> <td rowspan="6">屋根</td> <td>無被害</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td rowspan="6">計×(3)</td> <td rowspan="6">14</td> <td rowspan="6">屋根</td> <td>無被害</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td rowspan="6">計×(4)</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅰ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅱ</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅲ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅳ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅴ</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">15</td> <td rowspan="6">天井</td> <td>無被害</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td rowspan="6">計×(1)</td> <td rowspan="6">15</td> <td rowspan="6">天井</td> <td>無被害</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td rowspan="6">計×(2)</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅰ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅱ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅲ</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅳ</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅴ</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">16</td> <td rowspan="6">建具</td> <td>枚数率</td> <td>～10%</td> <td>～20%</td> <td>～40%</td> <td>～60%</td> <td>～80%</td> <td>～100%</td> <td rowspan="6">計</td> <td rowspan="6">16</td> <td rowspan="6">建具</td> <td>枚数率</td> <td>～10%</td> <td>～20%</td> <td>～40%</td> <td>～60%</td> <td>～80%</td> <td>～100%</td> <td rowspan="6">計</td> </tr> <tr> <td>無被害</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅰ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅱ</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅲ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅳ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">17</td> <td rowspan="6">設備</td> <td>浴室（3%以内）</td> <td>主要階・その他階</td> <td>1%. 配管のズレ等 2%. バスタブの割れ等 3%. 再使用が不可能</td> <td rowspan="6">その他（左記以外の水回り、ベランダ等4%以内）</td> <td rowspan="6">主要階・その他階</td> <td>1%. 配管のズレ等 2%. 再使用は可能だが大きく破損 3%. 再使用が不可能</td> <td rowspan="6">計</td> <td rowspan="6">17</td> <td rowspan="6">設備</td> <td>浴室（3%以内）</td> <td>主要階・その他階</td> <td>1%. 配管のズレ等 2%. 再使用は可能だが大きく破損 3%. 再使用が不可能</td> <td rowspan="6">計</td> </tr> <tr> <td>台所（3%以内）</td> <td>主要階・その他階</td> <td>1%. 配管のズレ等 2%. 再使用は可能だが大きく破損 3%. 再使用が不可能</td> <td rowspan="6">計</td> </tr> <tr> <td>無被害</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅰ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅱ</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>程度Ⅲ</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>8</td> </tr> </tbody></table>						主要階								その他階									面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計		面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	10	外壁	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1)	10	外壁	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2)	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	1	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	3	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	5	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	8	程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	10	11	内壁	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1)	11	内壁	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2)	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	1	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	3	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	5	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	8	程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	10	12	床（階段含）	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1)	12	床（階段含）	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2)	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	1	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	3	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	5	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	8	程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	10	13	柱（又は耐力壁）	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1)	13	柱（又は耐力壁）	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2)	程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	2	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	4	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	8	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	11	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	15	14	屋根	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(3)	14	屋根	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(4)	程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	2	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	4	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	8	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	11	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	15	15	天井	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1)	15	天井	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2)	程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1	1	程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	1	程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	3	程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4	4	程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5	5	16	建具	枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	16	建具	枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	無被害	0	0	0	0	0	0	0	程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	2	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	4	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	8	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	11	17	設備	浴室（3%以内）	主要階・その他階	1%. 配管のズレ等 2%. バスタブの割れ等 3%. 再使用が不可能	その他（左記以外の水回り、ベランダ等4%以内）	主要階・その他階	1%. 配管のズレ等 2%. 再使用は可能だが大きく破損 3%. 再使用が不可能	計	17	設備	浴室（3%以内）	主要階・その他階	1%. 配管のズレ等 2%. 再使用は可能だが大きく破損 3%. 再使用が不可能	計	台所（3%以内）	主要階・その他階	1%. 配管のズレ等 2%. 再使用は可能だが大きく破損 3%. 再使用が不可能	計	無被害	0	0	0	0	0	0	程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8
主要階								その他階																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計		面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
10	外壁	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1)	10	外壁	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1				1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3				3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5				5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8				8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10				10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
11	内壁	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1)	11	内壁	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1				1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3				3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5				5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8				8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10				10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
12	床（階段含）	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1)	12	床（階段含）	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1				1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3				3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5				5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8				8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10				10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
13	柱（又は耐力壁）	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1)	13	柱（又は耐力壁）	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2				2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4				4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8				8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11				11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15				15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
14	屋根	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(3)	14	屋根	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(4)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2				2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4				4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8				8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11				11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15				15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
15	天井	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1)	15	天井	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1				1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1				1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3				3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4				4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5				5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
16	建具	枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計	16	建具	枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		無被害	0	0	0	0	0	0				0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2				2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4				4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8				8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11				11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
17	設備	浴室（3%以内）	主要階・その他階	1%. 配管のズレ等 2%. バスタブの割れ等 3%. 再使用が不可能	その他（左記以外の水回り、ベランダ等4%以内）	主要階・その他階	1%. 配管のズレ等 2%. 再使用は可能だが大きく破損 3%. 再使用が不可能	計	17	設備	浴室（3%以内）	主要階・その他階	1%. 配管のズレ等 2%. 再使用は可能だが大きく破損 3%. 再使用が不可能	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		台所（3%以内）	主要階・その他階	1%. 配管のズレ等 2%. 再使用は可能だが大きく破損 3%. 再使用が不可能			計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		無被害	0	0							0	0	0		0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		程度Ⅰ	0	0							1	1	1		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		程度Ⅱ	0	1							2	2	3		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		程度Ⅲ	1	2							3	5	6		8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

住家被害認定調査票（水害による被害）木造・プレハブ第2次B-1

住家被害認定調査票		調査票番号		■戸建て1～2階建てで外力による一定以上の損傷が発生していない場合					
水害 木造・プレハブ 第2次B-1				■判定した住家の範囲が分かるように記載					
調査日	令和 年 月 日	3 配置状況							
1 調査時	: ~ :								
調査員									
所在地									
世帯主									
2 住家	☐ 住家である(居住のために使用されている)								
4 外観	☐ 住家全部が倒壊 ☐ 住家の一部の階が全部倒壊 ☐ 一見して住家全部が流失 ☐ 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、基礎直下の地盤が流出・陥没				いずれかに該当	☐ 判定へ (全壊)			
5 傾斜	測定箇所	(1)	(2)	(3)	(4)		平均値	6cm以上 (下げ振り)	
6 躯体	☐ 柱(又は耐力壁)又は基礎の損傷率が75%以上である				損傷率	75%以上	☐ 判定へ (全壊)		
7 基礎	外力等 損傷割合	0%	～10%	～20%	～40%	～60%		～74%	計
	汚泥 損傷割合	0	1	2	4	6	7		
		0		1 (□床下に汚泥が堆積している。)					

【損害割合算出表】

(注) d・g列は、四捨五入した値を記入する。

h列は、傾斜が2cm以上の場合のみ記入する。

部位	a 構成比	b		d 部位別 損害割合	e		g 重み付き 損害割合	h (□傾斜が 2cm以上) 傾斜を考慮し た損害割合
		階別部位別損害割合			階別重み付け			
		主要階	その他階		主要階	その他階		
		B※	C※	b+c	b×1.25	c×0.5	e+f (e+f>a→ a)	あ>い→d あ≤い→g
10 外壁	10							
11 内壁	10							
12 床 (階段含)	10							
7 基礎	10	「7.基礎」の損害割合						
13 柱(又は 耐力壁)	15			11%以上で全壊				
14 屋根	15							
15 天井	5							
16 建具	15							
17 設備	10							
※ B及びCは、調査票3頁のB及びCの値とする。				「あ」又は「い」(傾斜が2cm以上 の場合は、「あ」、「い」又は 「う」)の中で最大の値を住家 の損害割合とする。				15%
		計		あ			い	う

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		☐ 準半壊に至らない (一部損壊)	☐ 準半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊

住家被害認定調査票（水害による被害）木造・プレハブ第2次 B-2

住家被害認定 調査票 水害 木造・プレハブ 第2次B-2	調査票 番号		主要階 ・ その他階
			()階平面図 ・ 屋根伏図

8

住家被害認定調査票（水害による被害）非木造-1

住家被害認定調査票

水害

非木造-1

調査票番号

調査日

令和

年

月

日

1

調査時

:

~

:

調査員

所在地

世帯主

2

住家

☐住家である(居住のために使用されている)

配置状況

3

■判定した住家の範囲が分かるように記載

4

外観

☐住家全部が倒壊
☐住家の一部の階が全部倒壊

該当→

☐判定へ(全壊)

5

傾斜

①	②	③	④	平均値

いずれかに該当

6

傾斜確認

☐傾斜の平均値が4cm(下げ振り120cmの場合)以上
☐ (基礎ぐいを用いる住家について) 傾斜の平均値が2cm(下げ振り120cmの場合)以上4cm未満かつ最大沈下量又は最大露出量30cm以上

該当しない→

7

構造の確認

☐鉄骨造の場合
柱(本数で判定)
柱が見えない場合
耐力壁(ブレース数で判定)
耐力壁が見えない場合
外部仕上(面積で判定)

☐鉄筋コンクリートの場合
→ ラーメン構造の場合
柱(本数で判定)
→ 壁式構造の場合
耐力壁(面積で判定)

「8」以降へ

9

外部仕上・雑壁・屋根

面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
I	0	0	0	1	1	1	
II	0	1	1	2	2	3	
III	1	1	2	3	4	5	
IV	1	2	3	5	6	8	
V	1	2	4	6	8	10	

10

内部仕上・天井

面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
I	0	0	0	1	1	1	
II	0	1	1	2	2	3	
III	1	1	2	3	4	5	
IV	1	2	3	5	6	8	
V	1	2	4	6	8	10	

11

床・梁

面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	床計	梁計
無被害	0	0	0	0	0	0		
I	0	0	0	1	1	1		
II	0	1	1	2	2	3		
III	1	1	2	3	4	5		
IV	1	2	3	5	6	8		
V	1	2	4	6	8	10		

※8%以上で全壊

12

柱(又は耐力壁)

面積・本数率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	※38%以上で全壊
I	1	1	2	3	4	5	
II	1	3	5	8	10	13	
III	3	5	10	15	20	25	
IV	4	8	15	23	30	38	
V	5	10	20	30	40	50	

13

設備

設備等住家内	浴 室	1%	2%	3%	再使用が不可能
配管のズレ					
バス・トイレ					
配管のズレ等					
再使用は可能だが大きく破損					
再使用が不可能					

その他 4%

14

建具

枚数率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
I	0	0	0	0	0	1	
II	0	0	1	1	1	1	
III	0	1	1	2	2	3	
IV	0	1	2	2	3	4	
V	1	1	2	3	4	5	

15

設備

設備等住家外	高架水槽・受水槽	外部階段	その他

【損害割合算出表】

	5傾斜	9外部仕上・雑壁・屋根	10内部仕上・天井	11床・梁 ※大きい方	12柱 (又は耐力壁)	13設備等 (住家内)	14建具	15設備等 (住家外)	計
傾斜無									あ
傾斜有	20								い

(注)「4傾斜」の平均値が2cm未満の場合「あ」を、2cm以上の場合「あ」又は「い」のうち大きい値を損害割合とする。

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
		☐ 準半壊に至らない (一部損壊)	☐ 準半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊

住家被害認定調査票（水害による被害）非木造-2

住家被害認定 調査票	調査票 番号		()階平面図																			

8

住家被害認定調査票（風害による被害）木造・プレハブ-1

住家被害認定調査票 風害 木造・プレハブ-1		調査票番号						配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載
調査日	令和 年 月 日								
1 調査時	: ~ :								
調査員									
所在地									
世帯主									
2 住家	☐ 住家である(居住のために使用されている)								
4 外観	☐ 住家全部が倒壊 又は 住家の一部の階が全部倒壊					該当	☐ 判定へ (全壊)		
5 傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値		6cm以上 (下げ振り120cmの場合)	
6 屋根等	☐ 屋根等に脱落、破損等の損傷が生じておらず、住家内への浸水のおそれがない					該当	☐ 判定へ (準半壊に至らない (一部損壊))		
7 躯体	☐ 基礎又は柱(又は耐力壁)の損傷率が75%以上である					損傷率	☐ 判定へ (全壊)		
8 基礎	損傷割合	0%	0	1	2	4	6	7	「9」以降へ

【損害割合算出表】

(注) d・g列は、四捨五入した値を記入する。
h列は、傾斜が2cm以上の場合のみ記入する。

部位	構成比	階別部位別損害割合		部位別 損害割合	階別重み付け		重み付き 損害割合	h (□傾斜が2cm以上) 傾斜を考慮した 損害割合
		主要階	その他階		主要階	その他階		
		B※	C※	b+c	b×1.25	c×0.5	e+f (e+f>a→a)	
11 外壁	10							
12 内壁	10							
13 床 (階段含)	10							
8 基礎	10	「8.基礎」の損害割合 →						
14 柱(又は 耐力壁)	15			11%以上で全壊				
15 屋根	15							
16 天井	5							
17 建具	15							
18 設備	10							
※ B及びCは、調査票3頁のB及びCの値とする。								
計		あ		「あ」又は「い」(傾斜が2cm以上の場合は、「あ」、「い」又は「う」の中で最大の値を住家の損害割合とする。				15%
判定		損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
			☐ 準半壊に至らない (一部損壊)	☐ 準半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊

住家被害認定調査票（風害による被害）木造・プレハブ-2

住家被害認定 調査票	調査票 番号	主要階・その他階 ()階平面図 ・ 屋根伏図
---------------	-----------	---

9

住家被害認定調査票（風害による被害）木造・プレハブ-3

住家被害認定調査票		調査票番号							
風害 木造・プレハブ -3									
10	面積率	床	(1)	(2)	計				
		屋根	(3)	(4)	計				
					1.0				
					1.0				
11	外壁 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1) B
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
12	内壁 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1) B
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
13	床（階段含） 10%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1) B
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
14	柱（又は耐力壁） 15%	本数(面積)率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1) B
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
15	屋根 15%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	計×(3) B
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
16	天井 5%	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1) B
		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
		程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	
		程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	
		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4	
		程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5	
17	建具 15%	枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1) B
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
18	設備 10%	浴室 (3%以内)	主要階 1%. 配管のズレ等 2%. バスタブの割れ等 3%. 再使用が不可能 その他階	その他 (左記以外の水回り、 ベランダ等 4%以内)	主要階 B				
		台所 (3%以内)	主要階 1%. 配管のズレ等 2%. 再使用は可能だが大きく破損 3%. 再使用が不可能 その他階		その他階 C				

住家被害認定調査票（風害による被害）非木造-1

住家被害認定調査票

風害

非木造-1

調査票番号

調査日

令和 年 月 日

1 調査時

: ~ :

調査員

所在地

世帯主

2 住家

☐住家である(居住のために使用されている)

配置状況

3

■判定した住家の範囲が分かるように記載

4 外観

☐住家全部が倒壊
☐住家の一部の階が全部倒壊

該当

☐判定へ(全壊)

5 傾斜

①	②	③	④	平均値

4cm以上(下げ振り120cmの場合)

2cm以上4cm未満(下げ振り120cmの場合)又は外観に外力による損傷あり

6 外部仕上等の損傷

☐外部仕上り等に脱落・破損等の損傷が生じ、住家内への浸水の恐れがある。

該当なし

☐判定へ(一部損壊10%未満)

7 構造の確認

☐鉄骨造の場合
柱(本数で判定)
▼柱が見えない場
耐力壁(ブレース数で判定)
▼耐力壁が見えない場合
外部仕上り(面積で判定)

☐鉄筋コンクリートの場合
柱(本数で判定)
▼ラーメン構造の場合
耐力壁(面積で判定)

9 無被害

0

0

0

0

0

0

外部仕上・雑壁・屋根

I

0

0

0

1

1

1

II

0

1

1

2

2

3

III

1

1

2

3

4

5

IV

1

2

3

5

6

8

V

1

2

4

6

8

10

10% 計

11 無被害

0

0

0

0

0

0

床・梁

I

0

0

0

1

1

1

II

0

1

1

2

2

3

III

1

1

2

3

4

5

IV

1

2

3

5

6

8

V

1

2

4

6

8

10

10% 床計

※8%以上で全壊

12 無被害

0

0

0

0

0

0

柱(又は耐力壁)

I

1

1

2

3

4

5

II

1

3

5

8

10

13

III

3

5

10

15

20

25

IV

4

8

15

23

30

38

V

5

10

20

30

40

50

50% 計

※38%以上で全壊

13 設備等(住家内)

浴室

1%

配管のズレ等

2%

バスタブの割れ等

3%

再使用が不可能

台所

1%

配管のズレ等

2%

再使用は可能だが大きく破損

3%

再使用が不可能

その他

4%

10% 計

14 無被害

0

0

0

0

0

0

建具

I

0

0

0

0

0

1

II

0

0

1

1

1

1

III

0

1

1

2

2

3

IV

0

1

2

2

3

4

V

1

1

2

3

4

5

5% 計

15 設備等(住家外)

高架水槽・受水槽

外部階段

その他

5% 計

【損害割合算出表】

5傾斜	9外部仕上・雑壁・屋根	10内部仕上・天井	11床・梁※大きい方	12柱(又は耐力壁)	13設備等(住家内)	14建具	15設備等(住家外)	計
傾斜無								あ
傾斜有	20							い

(注)「4傾斜」の平均値が2cm未満の場合「あ」を、2cm以上の場合「あ」又は「い」のうち大きい値を損害割合とする。

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
	☐ 準半壊に至らない(一部損壊)	☐ 準半壊	☐ 半壊	☐ 中規模半壊	☐ 大規模半壊	☐ 全壊	

住家被害認定調査票（風害による被害）非木造-2

住家被害認定 調査票	調査票 番号		()階平面図																			

8

罹災証明書

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

南風原町長

災害概況即報

災害即報様式第1号

災 害 概 況 即 報

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災害名 (第 報)

災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	月 日 時 分	
被 害 の 状 況	死傷者	死 者 人	不 明 人	住 家	全 壊 棟	一部破損 棟	
		負傷者 人	計 人		班 壊 棟	床上浸水 棟	
	*住家について、激甚被災地は倒壊家屋数の報告でよしとする。 被害集中地域 …						
応 急 対 策 の 状 況							

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

報 即 狀 害 被

災害即報様式第2号

市町村名	災害名 報告番号	報告者名	区 分		被 害
			田	冠	
災害名 報告番号	(月 日 時現在)	災害名 報告番号	田	流失・埋没	ha
			冠	水	ha
			冠	流失・埋没	ha
			冠	水	ha
報告者名		報告者名	文	施設	箇所
			病	院	箇所
			道	路	箇所
			橋	りょう	箇所
人的被害者		報告者名	河	川	箇所
			湾	湾	箇所
			砂	防	箇所
			清	掃	箇所
全		報告者名	鉄	道	箇所
			被	害	箇所
			水	道	箇所
			電	話	箇所
半		報告者名	ガ	ス	箇所
			ブ	ロック	箇所
			破	損	箇所
			損	損	箇所
住 家 被 害		報告者名	床	上	箇所
			床	下	箇所
			公	共	箇所
			建	物	箇所
非住家被害		報告者名	火	災	箇所
			災	害	箇所
			死	者	箇所
			行	方	箇所

1.設置年月日時分	2.廃止年月日時分	3.避難状況	4.応援要請の概要	5.応急措置の概要	6.救助活動の概要	7.その他の措置	災害救助法の適用	消防職員出動延人数	消防団員出動延人数
公 立 文 教 施 設	千 円	農 林 水 産 業 施 設	千 円	公 共 土 木 施 設	千 円	その他の公共施設	千 円	小 計	千 円
農 産 被 害	千 円	林 産 被 害	千 円	畜 産 被 害	千 円	水 産 被 害	千 円	商 工 被 害	千 円
その他									
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人	被災者数	人
被災者数	人	被災者数	人	被災者数</					

注1 被害額は省略できるものとする。

注2 119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

災害報告様式第1号補助表1

公 立 文 教 施 設 被 害

市町村名 ()

学 校 名	位 置	被 害 程 度	被害金額	備 考
			千円	
計				

注 「位置」欄は、市町村の字名を記入する。

災害報告様式第1号補助表2

農林水産業施設被害

市町村名 ()

[illegible]

注

- この表は、農林水産業施設災害復旧事業費用国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設について記入する。
- 「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁港等の名称を記入する。

災害報告様式第 1 号補助表 3

公 共 土 木 施 設 被 害						市町村名 ()	
管 理 者 (市 町 村)	被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被害金額	備 考		
				千円			
計							

注 1. この表は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設について記入する。
2. 「管理者」の欄は、施設を管理する国、県、市町村の団体名ごとに記入する。
3. 「被害施設名」の欄は、路線名、河川名、港湾名、橋りょう名、砂防設備等を記入する。

災害報告様式第1号補助表4

その他の公共施設被害

管 理 者 (市 町 村)	被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被害金額	備 考
				千円	
計					

災害報告様式第1号補助表5

農 産 被 害
1. 農作物被害

市町村名 ()					
農作物等名	総栽培面積	被害面積	被害減収量	単 価	被害金額
	ha	ha	t	円	千円
計					

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備 考
			千円	

注1. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えばビニールハウス等を記入する。

災害報告様式第1号補助表6

1. 林産物等被害

市町村名()

林産物等名	被害数量	被害金額	備考
		千円	

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害金額	備考
		千円	

注 1. 「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。
2. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば天然林、人工林、苗圃等を記入する。

災害報告様式第1号補助表7

畜産被害						市町村名 ()
1. 家畜等	被害数	単価	被害金額	備考		
家畜等			千円			
計						

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば畜舎等を記入する。

災害報告様式第 1 号補助表 8

水産被害

市町村名()

1. 漁船被害

規 模	隻 数	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
トン			千円	

2. 漁具被害水産物等被害

種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
トン		千円	

3. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
トン			千円	

注

1. 漁船被害の「被害程度」の欄は、滅失、大破、中破、小破等を記入する。

2. 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば養殖施設等を記入する。

災害報告様式第1号補助表9

商 工 被 害 市町村名 ()			
被 害 種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	
計			

注「被害種類」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

災害報告様式第2号

市町村名 ()

災害名									
区分	発生年月日								
人的被害	死者	人							
	行方不明者	人							
	負傷者	人							
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
	半壊	棟							
		世帯							
	一部破損	棟							
		世帯							
	床上浸水	棟							
		世帯							
	床下浸水	棟							
		世帯							
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他の被害	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	文教施設	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	がけ崩れ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
	被害船舶	隻							
	水道	戸							
	電話	回線							
	電気	戸							
ガス	戸								
ブロック塀等	箇所								
火災発生	建物	件							
	危険物	件							
	その他	件							
り災世帯数	世帯								
り災者数	人								
公立文教施設	千円								
農林水産業施設	千円								
公共土木施設	千円								
その他の公共施設	千円								
その他の被害	農産被害	千円							
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
その他	千円								
被害総額	千円								
災害対策本部	設置	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
	解散	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
災害救助法適用	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無			
消防職員出動延人数	人								
消防団員出動延人数	人								

災害即報様式第 1 号の記入要領

災 害 の 概 況	発 生 場 所 発 生 日 時	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。	
	災害種別概況	風 水 害	降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
		地 震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
		火 山 噴 火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
		その他これらに類する災害の概況	
被 害 の 状 況		当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。	
応 急 対 策 の 状 況		当該災害に対して、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。	

災害即報様式第2号の記入要領

各 被 害 欄		原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、ピーク時の断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。
災 害 対 策 本 部 設 置 の 状 況		本部設置の有無及び設置の場合においては設置及び廃止の日時を報告するものとする。
避 難 の 状 況		避難の勧告又は指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。
応 援 要 請		応援を要求した市町村、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。
応 急 措 置 の 概 要		消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。
救 急 活 動 の 概 要		被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。
備 考 欄	災害の発生場所	被害を生じた市町村名又は地域名
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災 害 の 種 類 概 況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過
	消 防 機 関 の 活 動 状 況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

災害即報様式第 1 号の記入要領

災害の概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。	
	災害種別概況	風 水 害	降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
		地 震	地震に起因にして生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
		その他これらに類する災害の概況	
被害の状況		当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。	
応急対策の状況		当該災害に対して、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。	

災害即報様式第 2 号の記入要領

各被害欄		原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、ピーク時の断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。
災害対策本部設置の状況		本部設置の有無及び設置の場合においては、設置及び廃止の日時を報告するものとする。
避難の状況		避難の勧告又は指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。
応援要請		応援を要求した市町村、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。
応急措置の概要		消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。
救助活動の概要		被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。
備考欄	災害の発生場所	被害を生じた市町村名又は地域名
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災害の種類概況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過
	消防機関の活動状況	消防、水防、救急、救助、避難誘導等の活動状況

被害状況判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものは除くほか、おおむね次の基準によるものとする。

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の診療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の診療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のため、使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい付属品が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）同一棟とみなす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床下浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が入居しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたものののみ記入するものとする。
田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端がみえなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。

被害区分		判定基準
その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園等における教育の用に供する施設とする。
	病院	院療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条に規定する患者 20 人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用された河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床上その他の施設若しくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設は、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖くずれ	山及び崖くずれのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道の断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、もっとも多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
	公立文教施設	公共の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船、水産物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の農産被害をいい、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

災害調査票

(調査行政区名：)

災害名		
災害発生年月日		
調査員	調査年月日	
	課名	
	氏名	

注意事項

1. 本調査は本部長からの指示後、3日以内に完了、報告を目指すものとする。
2. 各欄に掲げる項目で該当するものは○で囲む。但し、浸水の場合は浸水程度 を記入。
3. 備考欄に具体的な被害状況記入。

所在地 世帯主氏名 及び店舗・事務所名	建物の用途	主たる被害の原因	被害区分				その他	人的被害	備考
			住家		非住家				
			浸水	損壊	公共建物	その他			
	住宅・店舗・	浸水・土砂・	床上	全壊	全壊	全壊	電気・水道・		
	事務所・工場	風災・火災・	(c m)	半壊	半壊	半壊	ガス・電話・		
	・その他	震災・その他	床下	一部	一部	一部	地すべり等		
	住宅・店舗・	浸水・土砂・	床上	全壊	全壊	全壊	電気・水道・		
	事務所・工場	風災・火災・	(c m)	半壊	半壊	半壊	ガス・電話・		
	・その他	震災・その他	床下	一部	一部	一部	地すべり等		
	住宅・店舗・	浸水・土砂・	床上	全壊	全壊	全壊	電気・水道・		
	事務所・工場	風災・火災・	(c m)	半壊	半壊	半壊	ガス・電話・		
	・その他	震災・その他	床下	一部	一部	一部	地すべり等		
	住宅・店舗・	浸水・土砂・	床上	全壊	全壊	全壊	電気・水道・		
	事務所・工場	風災・火災・	(c m)	半壊	半壊	半壊	ガス・電話・		
	・その他	震災・その他	床下	一部	一部	一部	地すべり等		
	住宅・店舗・	浸水・土砂・	床上	全壊	全壊	全壊	電気・水道・		
	事務所・工場	風災・火災・	(c m)	半壊	半壊	半壊	ガス・電話・		
	・その他	震災・その他	床下	一部	一部	一部	地すべり等		
	住宅・店舗・	浸水・土砂・	床上	全壊	全壊	全壊	電気・水道・		
	事務所・工場	風災・火災・	(c m)	半壊	半壊	半壊	ガス・電話・		
	・その他	震災・その他	床下	一部	一部	一部	地すべり等		
	住宅・店舗・	浸水・土砂・	床上	全壊	全壊	全壊	電気・水道・		
	事務所・工場	風災・火災・	(c m)	半壊	半壊	半壊	ガス・電話・		
	・その他	震災・その他	床下	一部	一部	一部	地すべり等		
	住宅・店舗・	浸水・土砂・	床上	全壊	全壊	全壊	電気・水道・		
	事務所・工場	風災・火災・	(c m)	半壊	半壊	半壊	ガス・電話・		
	・その他	震災・その他	床下	一部	一部	一部	地すべり等		

様式

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

南風原町長

印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり災害派遣の要請方をお願いします。

記

1 災害の状況及び派遣を要する事由

（1）災害の状況

（2）派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

（1）活動希望区域

（2）活動内容

4 その他参考事項

参考資料－15

重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）

令和3年4月1日現在

所轄土木 事務所等 名	水防管理 団体名	番 号	水系名	河川名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想され る危険	予想される被害の程度			
					流路延長 (km)	区域	流路延長 (km)	区域		家屋 (棟)	耕地 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)
南 部 土 木 事務所	南風原町	37	国場川	国場川	8.3	南風原町大名～ 河口	2.0	南風原町兼城、 宮平	溢水	580	20.8	2,270	42.6
南 部 土 木 事務所	南風原町	39	国場川	宮平川	1.8	南風原町宮平～ 国場川合流点	0.7	南風原町宮平	溢水	910	76.0	3,540	118.0
南 部 土 木 事務所	豊見城市 那覇市 南風原町 八重瀬町	40	国場川	長堂川	3.7	南風原町山川～ 国場川合流点	2.0	豊見城市長堂 那覇市国場 南風原町山川 八重瀬町外間	溢水	310	21.0	1,270	36.9

重要水防区域外で危険と予想される区域（河川）

令和3年4月1日現在

所轄土木 事務所等 名	水防管理 団体名	番 号	水系名	河川名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想され る危険	予想される被害の程度			
					流路延長 (km)	区域	流路延長 (km)	区域		家屋 (棟)	耕地 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)
南 部 土 木 事務所	南風原町 南城市	9	国場川	長堂川	1.6	国場川合流点よ り上流 2.2 km～ 合流点	1.6	南城市大里福原	溢水	910	76.0	3,540	118.0

参考資料－16

避難所一覧

令和5年3月現在

No	施設名	所在地	電話番号	避難地域			指定避難所	備考
				一時避難	広域避難	収容避難		
1	与那覇コミュニティーセンター	字与那覇 59	889-2259	●	-	-		与那覇区
2	宮城構造改善センター	字宮城 218	889-2257	●	-	-		宮城区
3	宮城公園	字宮城 242-3	-	●	●	-		近隣地域
4	大名公民館	字大名 148	889-5267	●	-	-		大名区
5	新川コミュニティーセンター	字新川 148-12	889-0383	●	-	-		新川区
6	東新川災害時避難施設	字新川 584	-	●	-	●	●	東新川区
7	ウガンヌ前公園	字宮平 161	-	●	-	-		近隣地域
8	北丘小学校	字宮平 336	889-6520	●	●	●	●	町内一円
9	北丘ハイツ集会所	字宮平 381-59	889-0308	●	-	-		北丘ハイツ区
10	北丘運動公園	字宮平 386-38	-	●	-	-		北丘ハイツ区
11	北丘児童館	字宮平 489-1	889-3883	●	-	●	●	近隣地域
12	総合保健福祉防災センター	字宮平 697-10	889-7381	●	●	●	●	町内一円
13	黄金森公園陸上競技場	字宮平 718-1	889-0502	●	●	-		近隣地域
14	宮平地域振興資料館	字宮平 785-1	889-6655	●	-	-		宮平区
15	宮平ハイツ集会所	字宮平 1028-35	-	●	-	-		宮平ハイツ区
16	兼城公民館	字兼城 84	889-6200	●	-	-		兼城区
17	兼城児童館	字兼城 84	889-6114	●	-	-		近隣地域
18	兼城公園	字兼城 170	-	●	-	-		近隣地域
19	沖縄県立沖縄盲学校	字兼城 473	889-5375	●	●	●	●	町内一円
20	第二団地集会所	字兼城 519	889-6225	●	-	-		第二団地区
21	南風原小学校	字兼城 685	889-2088	●	●	●	●	町内一円
22	南風原中学校	字兼城 780	889-2095	●	●	●	●	町内一円
23	南風原町役場	字兼城 686	889-4415	●	-	-		町内一円
24	町民広場	字兼城 689	-	●	●	-		町内一円
25	本部児童館	字本部 116	889-5008	●	-	●	●	近隣地域
26	本部公民館	字本部 117	889-6648	●	-	-		本部区
27	第一団地集会所	字本部 144	889-6902	●		-		第一団地内
28	本部公園	字本部 352	-	●	●	-		近隣地域
29	兼本ハイツ集会所	字本部 434-52	889-6661	●	-	-		兼本ハイツ区
30	喜屋武集落センター	字喜屋武 139	889-6603	●	-	-		喜屋武区
31	南風原町立中央公民館	字喜屋武 236	889-0568	●	-	●	●	町内一円
32	翔南小学校	字喜屋武 450	889-3401	●	●	●	●	町内一円
33	照屋農村コミュニティーセンター	字照屋 134	889-6632	●	-	-		照屋区
34	南星中学校	字照屋 200	889-0432	●	●	●	●	町内一円
35	津嘉山児童館	字津嘉山 663-1	888-2925	●	-	●	●	近隣地域
36	津嘉山小学校	字津嘉山 684	889-1230	●	●	●	●	町内一円
37	津嘉山地域振興資料館	字津嘉山 690	889-1435	●	-	-		津嘉山区

No	施設名	所在地	電話番号	避難地域			指定避難所	備考
				一時避難	広域避難	収容避難		
38	津嘉山公園	字 津 嘉 山 1265-2	-	●	●	-		津嘉山区
39	山川集落センター	字山川 202	889-4429	●	-	-		山川区
40	神里構造改善センター	字神里 120-1	889-4428	●	-	-		神里区
41	神里ふれあい公園	字神里 712-1	-	●	-	-		近隣地区

福祉避難所一覧

令和5年3月現在

No	施設名	所在地	電話番号	施設種別
1	よなは保育園	与那覇 153-2	889-6949	児童福祉施設
2	なのはな保育園	宮城 52-1	888-0296	
3	南風原はなぞの保育園	大名 156-4	889-3425	
4	マイフレンズ保育園	宮平 375	888-2862	
5	かねぐすく保育園	新川 160	889-4378	
6	南風原やまびこ保育園	宮平 496-9	889-1536	
7	ていだ保育園	宮平 607-1	888-1945	
8	さんご保育園	本部 434-44	889-1768	
9	はえばる保育園	津嘉山 1208-1	889-4259	
10	津嘉山保育園	津嘉山 105	889-1336	
11	若夏保育園	津嘉山 1667-9	882-7800	
12	やまがわ保育園	山川 347	996-4188	
13	ももの木保育園	本部 178-6	851-4908	
14	みつわ保育園	喜屋武 416-2	889-0767	
15	宮平保育所	宮平 9	889-3920	
16	沖縄第一病院	兼城 642-1	888-1151	その他

指定避難所及び指定緊急避難場所一覧

令和5年3月現在

No	施設名	所在地	電話番号	指定避難所	指定緊急避難場所				
					洪水	土砂災害	地震	津波	大規模な火事
1	与那覇コミュニティーセンター	字与那覇 59	889-2259	-	●	●	●	●	●
2	宮城構造改善センター	字宮城 218	889-2257	-	●	●	●	●	●
3	宮城公園	字宮城 242-3	-	-	●	●	●	●	●
4	大名公民館	字大名 148	889-5267	-	●	●	●	●	●
5	新川コミュニティーセンター	字新川 148-12	889-0383	-	●	●	●	●	●
6	東新川災害時避難施設	字新川 584	-	●	●	●	●	●	●
7	ウガンヌ前公園	字宮平 161	-	-	●	●	●	●	●
8	北丘小学校	字宮平 336	889-6520	●	●	-	-	●	●
9	北丘ハイツ集会所	字宮平 381-59	889-0308	-	●	-	-	●	●
10	北丘運動公園	字宮平 386-38	-	-	●	-	-	●	●
11	北丘児童館	字宮平 489-1	889-3883	●	●	-	-	●	●

No	施設名	所在地	電話 番号	指定 避難所	指定緊急避難場所				
					洪水	土砂災害	地震	津波	大規模な 火事
12	総合保健福祉防 災センター	字宮平 697-10	889-7381	●	●	●	●	●	●
13	黄金森公園陸上 競技場	字宮平 718-1	889-0502	-	●	●	●	●	●
14	宮平地域振興資 料館	宮平 785 番地 1	889-6655	-	●	●	●	●	●
15	宮平ハイツ集會 所	字宮平 1028-35	-	-	●	●	●	●	●
16	兼城公民館	字兼城 84	889-6200	-	●	●	●	●	●
17	兼城児童館	字兼城 84	889-6114	-	●	●	●	●	●
18	兼城公園	字兼城 170	-	-	●	●	●	●	●
19	沖縄県立沖縄盲 学校	字兼城 473	889-5375	●	●	●	●	●	●
20	第二団地集会所	字兼城 519	889-6225	-	●	●	●	●	●
21	南風原小学校	字兼城 685	889-2088	●	●	●	●	●	●
22	南風原中学校	字兼城 780	889-2095	●	●	●	●	●	●
23	南風原町役場	字兼城 686	889-4415	-	●	●	●	●	●
24	町民広場	字兼城 689	-	-	●	●	●	●	●
25	本部児童館	字本部 116	889-5008	●	●	●	●	●	●
26	本部公民館	字本部 117	889-6648	-	●	●	●	●	●
27	第一団地集会所	字本部 144	889-6902	-	●	●	●	●	●
28	本部公園	字本部 352	-	-	●	●	●	●	●
29	兼本ハイツ集會 所	字本部 434-52	889-6661	-	●	●	●	●	●
30	喜屋武集落セン ター	字喜屋武 139	889-6603	-	●	●	●	●	●
31	南風原町立中央 公民館	字喜屋武 236	889-0568	●	●	●	●	●	●
32	翔南小学校	字喜屋武 450	889-3401	●	●	●	●	●	●
33	照屋農村コミュ ニティーセンタ ー	字照屋 134	889-6632	-	●	●	●	●	●
34	南星中学校	字照屋 200	889-0432	●	●	●	●	●	●
35	津嘉山児童館	字津嘉山 663-1	888-2925	●	●	●	●	●	●
36	津嘉山小学校	字津嘉山 684	889-1230	●	●	●	●	●	●
37	津嘉山地域振興 資料館	字津嘉山 690	889-1435	-	●	●	●	●	●
38	津嘉山公園	字津嘉山 1265-2	-	-	●	●	●	●	●
39	山川集落センタ ー	字山川 202	889-4429	-	●	●	●	●	●
40	神里構造改善セ ンター	字神里 120-1	889-4428	-	●	●	●	●	●
41	神里ふれあい公 園	字神里 712-1	-	-	●	●	●	●	●

日本語・英語



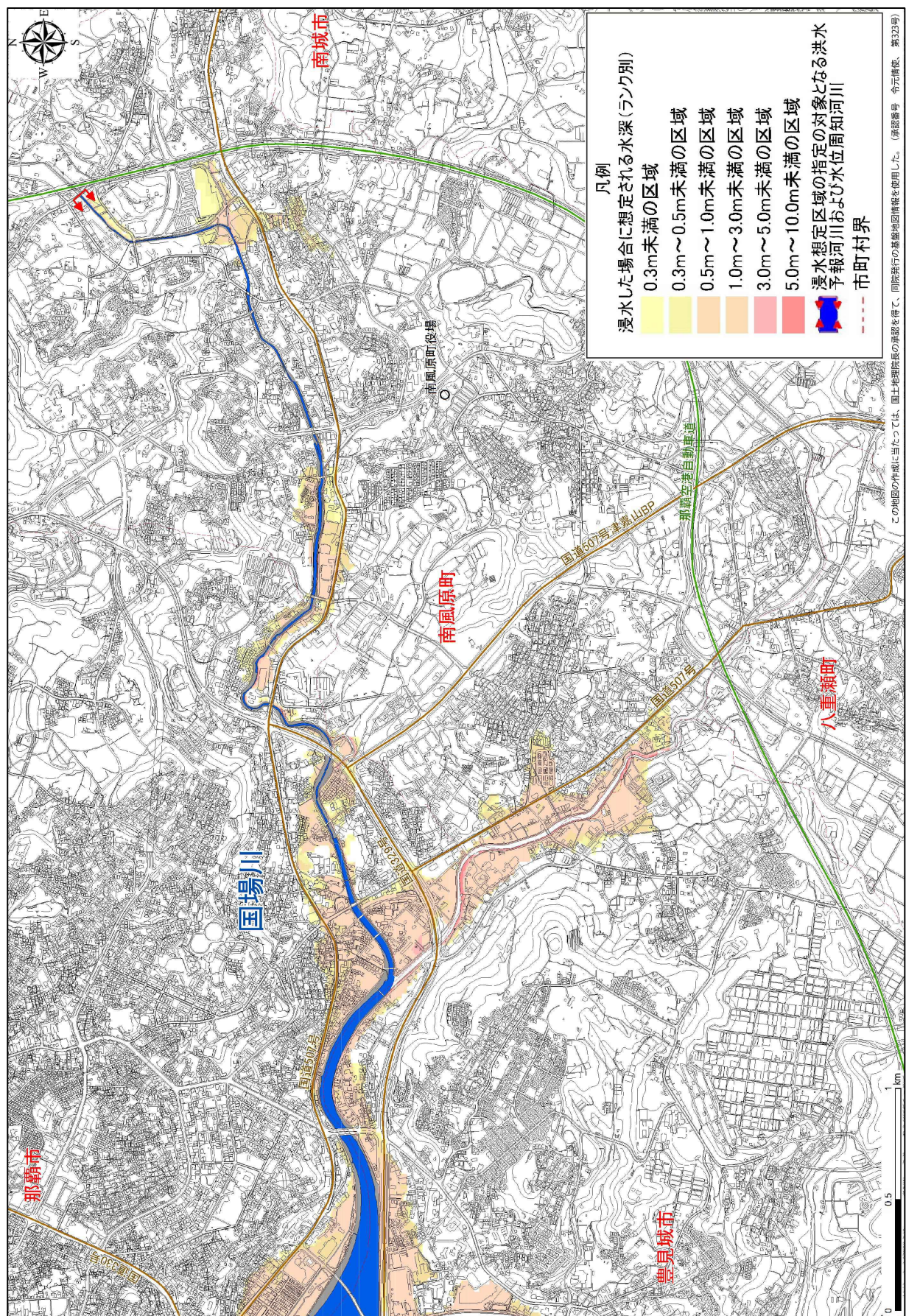
参考資料－17
水位周知河川

水系名	河川名	区域	
国場川水系	国場川	左岸	南風原町字宮城当川原 380 番 2 地先から漫湖を含み明治橋に至る
		右岸	南風原町字大名宮城原 181 番 3 地先から漫湖を含み明治橋に至る
安里川水系	安里川	左岸	南風原町字新川 593 番地先から泊高橋に至る
		右岸	那覇市首里鳥堀町 5-39-2 地先から泊高橋に至る

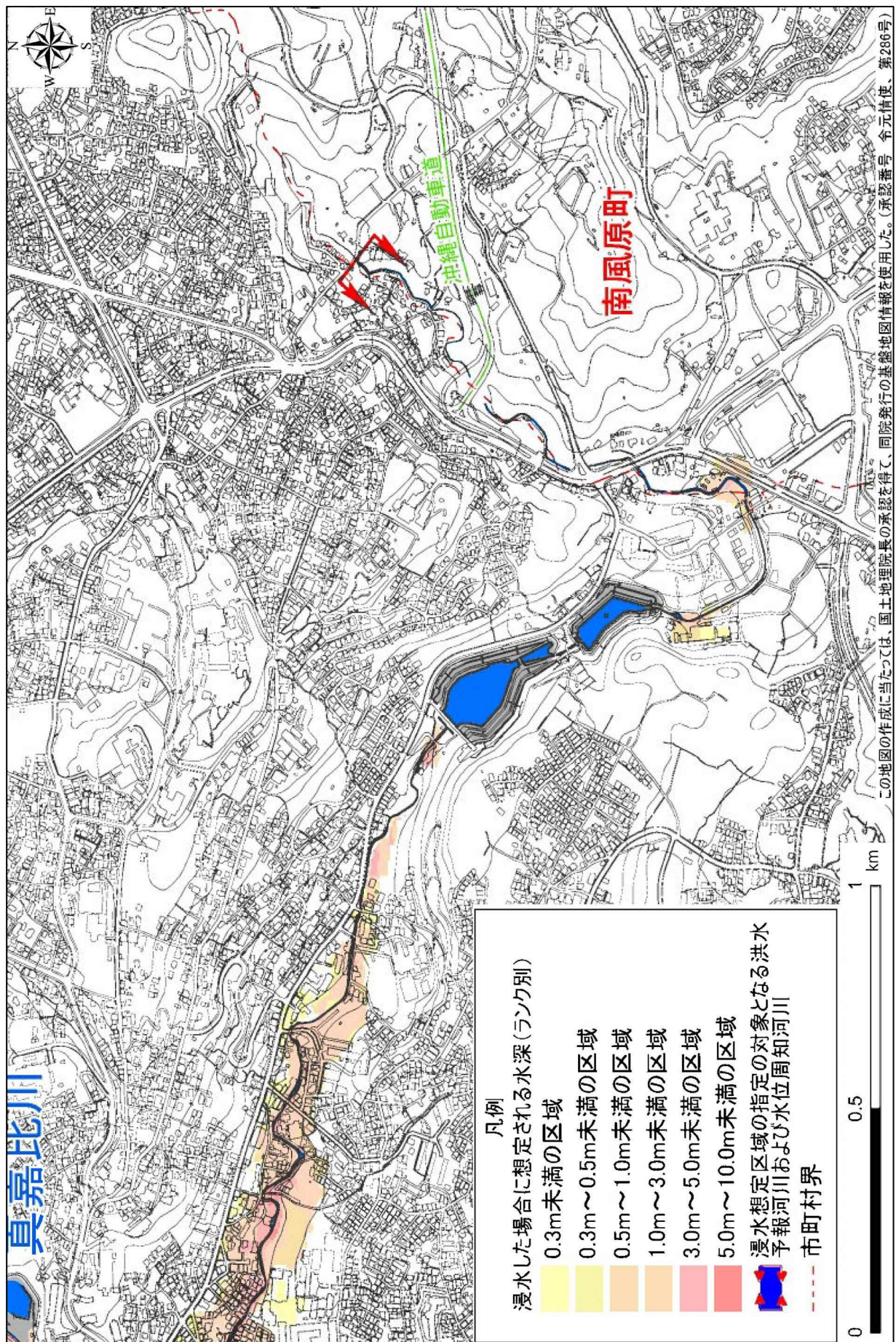
水位観測所の位置と水位

水系名	河川名	位置	避難判断水位	氾濫危険水位
国場川水系	国場川	南風原町字兼城	4. 40m	4. 90m

国場川水系国場川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）※一部抜粋



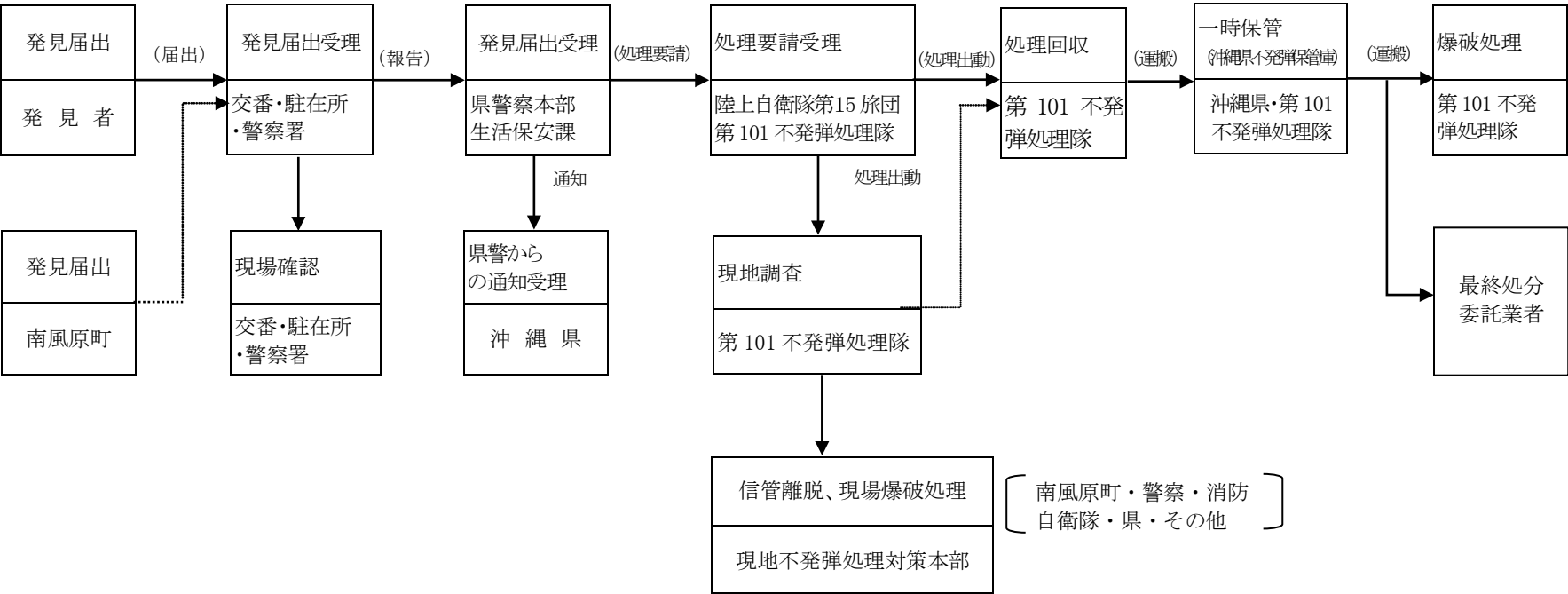
安里川水系洪水浸水想定区域図（安里川・真嘉比川・久茂地川）（想定最大規模）※一部抜粋



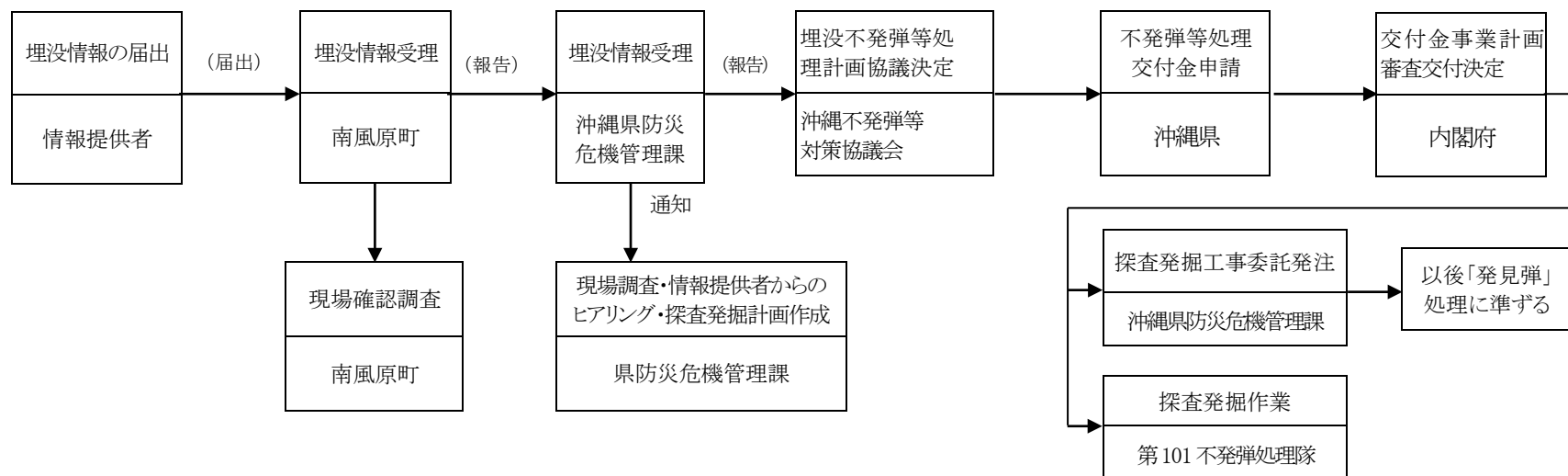
参考資料－18

不発弾処理の流れ（陸上部分）

＜発見弾＞



＜埋没弾＞



参考資料－19
指定文化財等

町指定文化財

令和5年3月現在

種 別	名 称	所在地・保持者	指定年月日
史跡	御宿井	字宮城 89 番地の 1	平成 2 年 6 月 27 日
史跡	南風原陸軍病院壕	字喜屋武宇地真原・毛原・大門原（町有地）	平成 2 年 6 月 27 日
史跡	字大名ヒージャーガーと石碑	字大名 80 番地	平成 2 年 6 月 27 日
天然記念物	中毛小のガジュマル群	字喜屋武 54 番地	平成 2 年 6 月 27 日
天然記念物	南風原間切番所跡のフクギ群	字宮平 9 番地	平成 2 年 6 月 27 日
無形民俗文化財	字照屋の舞方棒	字照屋	平成 2 年 6 月 27 日
無形民俗文化財	字宮平の女踊り「総掛」	字宮平	平成 2 年 6 月 27 日
無形民俗文化財	字宮城の狂言「銭借人」	字宮城	平成 2 年 6 月 27 日
無形民俗文化財	字喜屋武の長者の大主	字喜屋武	平成 2 年 6 月 27 日
無形民俗文化財	字神里の舞方棒	字神里	平成 2 年 6 月 27 日
無形民俗文化財	字本部の獅子舞	字本部	平成 2 年 6 月 27 日
無形民俗文化財	字宮平の獅子舞	字宮平	平成 2 年 6 月 27 日
無形民俗文化財	字喜屋武の獅子舞	字喜屋武	平成 2 年 6 月 27 日
無形民俗文化財	字宮城の舞方棒	字宮城	平成 2 年 6 月 27 日
無形民俗文化財	字兼城の舞方棒	字兼城	平成 2 年 6 月 27 日
無形民俗文化財	字津嘉山の舞方棒	字津嘉山	平成 2 年 6 月 27 日
無形民俗文化財	字喜屋武の舞方棒	字喜屋武	平成 2 年 6 月 27 日
無形民俗文化財	字兼城の二才踊「揚作田」	字兼城	平成 2 年 6 月 27 日
無形民俗文化財	琉球絃と南風原花織	字本部 175 番地 琉球かすり会館内	平成 16 年 3 月 24 日
有形文化財	字平橋碑	南風原文化センター	平成 2 年 6 月 27 日
有形文化財	印部土手石	南風原文化センター	平成 2 年 6 月 27 日
有形文化財	修宮城橋碑	南風原文化センター	平成 2 年 6 月 27 日
有形民俗文化財	字本部の石獅子	字本部 145 番地の 7	平成 2 年 6 月 27 日
有形民俗文化財	字照屋の石獅子（2 基）	字照屋 53 番地・字照屋 111 番地（デー森）	平成 2 年 6 月 27 日
有形民俗文化財	字兼城の石獅子	字兼城 190 番地の 1 保	平成 2 年 6 月 27 日

参考資料－20

災害の危険性のある要配慮者利用施設一覧表

令和4年3月現在

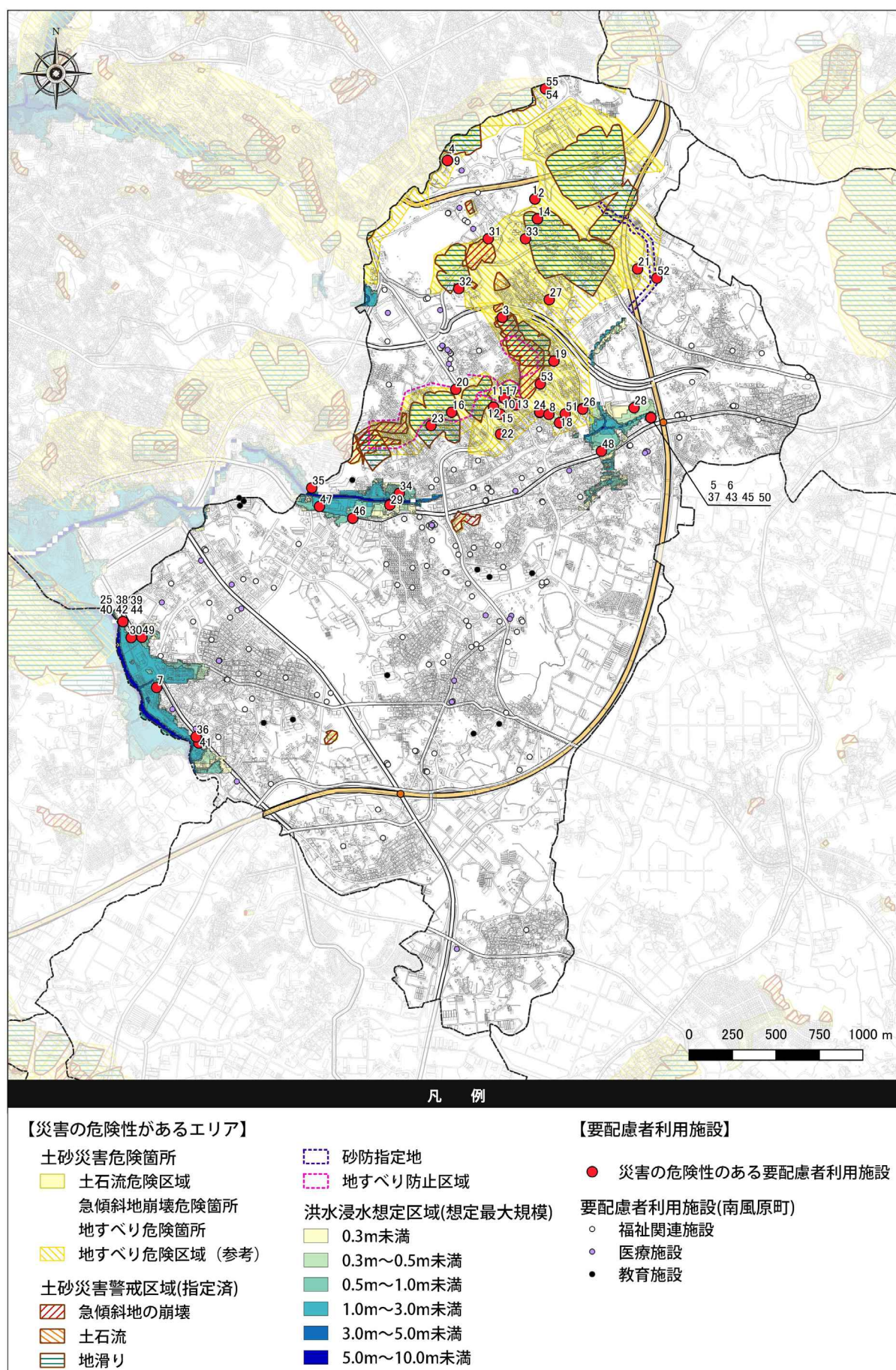
番号	名称	所在地	分類	災害の危険性	
				浸水	土砂災害
1	特別養護老人ホーム嬉の里	沖縄県島尻郡南風原町新川 538 番地	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）		●
	嬉の里デイサービスセンター		老人デイサービスセンター/介護サービス事業所_通所介護、通所型サービス（独自）		●
	嬉の里指定居宅介護支援事業所		介護サービス事業所_居宅介護支援		●
	嬉の里短期入所生活介護		介護サービス事業所_短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護		●
	介護老人福祉施設嬉の里		介護老人保健施設/介護サービス事業所_介護老人福祉施設		●
2	特定有料老人ホームむつみ寮	沖縄県島尻郡南風原町字新川 538 番地 4 階	介護付有料老人ホーム/介護サービス事業所_特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護		●
3	介護支援センターとき	沖縄県島尻郡南風原町字宮平 426 番地 19	住宅型有料老人ホーム		●
	居宅介護支援センター「とき」		介護サービス事業所_居宅介護支援		●
	デイサービス「とき」		介護サービス事業所_通所介護、通所型サービス（独自）		●
4	住宅型有料老人ホームはえばる日の出園	沖縄県島尻郡南風原町新川 501 番地 3 階	住宅型有料老人ホーム		●
	はえばる日の出園居宅介護支援事業所		介護サービス事業所_居宅介護支援		●
	はえばる日の出園デイサービスセンター	沖縄県島尻郡南風原町新川 501 番地	介護サービス事業所_通所介護、通所型サービス（独自）		●
5	医療施設ホスピスゆいゆい南風原	沖縄県島尻郡南風原町与那覇 283 番地 メディカルプラザはえばる 2 階	住宅型有料老人ホーム	●	
6	とくりん薬局	沖縄県島尻郡南風原町与那覇 283 番地	介護サービス事業所_居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	●	
7	デイサービスフォスタ津嘉山	沖縄県島尻郡南風原町津嘉山 1535 番地	介護サービス事業所_地域密着型通所介護、通所型サービス（独自）	●	
8	通所介護事業所 寿デイサービス	沖縄県島尻郡南風原町宮平 490 番地 1	介護サービス事業所_通所介護、通所型サービス（独自）		●
9	ヘルス&ケアジャパン株式会社	沖縄県島尻郡南風原町新川 501 番地	介護サービス事業所_福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売		●

番号	名称	所在地	分類	災害の危険性	
				浸水	土砂災害
10	沖縄中央育成園あおぞら荘	沖縄県島尻郡南風原町 字宮平 548 番地 1	障害者支援施設（施設入所支援）		●
			障害者福祉サービス事業所_生活介護		●
			障害者福祉サービス事業所_短期入所		●
11	沖縄中央育成園あさひ寮	沖縄県島尻郡南風原町 字宮平 548 番地 1	障害者支援施設（施設入所支援）		●
			障害者福祉サービス事業所_生活介護		●
			障害者福祉サービス事業所_短期入所		●
	沖縄中央育成園 あさひ寮（併設）		障害児入所支援_障害児入所施設（福祉型）		●
12	よもぎ学園	沖縄県島尻郡南風原町 字宮平 550 番地	障害者支援施設（施設入所支援）		●
			障害者福祉サービス事業所_生活介護		●
			障害者福祉サービス事業所_短期入所		●
13	美南風	沖縄県島尻郡南風原町 字宮平 546 番地 8	障害者福祉サービス事業所_共同生活援助（グループホーム）		●
14	指定障害福祉サービス事業所 大名の丘	沖縄県島尻郡南風原町 字大名 48 番地 1	障害者福祉サービス事業所_共同生活援助（グループホーム）		●
			障害者福祉サービス事業所_自立訓練		●
			障害者福祉サービス事業所_就労継続支援（A 型、B 型）		●
15	ワークプラザ南風	沖縄県島尻郡南風原町 字宮平 540 番地	障害者福祉サービス事業所_就労移行支援		●
			障害者福祉サービス事業所_就労継続支援（A 型、B 型）		●
			障害者福祉サービス事業所_生活介護		●
16	就労継続支援 B 型事業所 光の郷ゆらていく	沖縄県島尻郡南風原町 兼城 329 番地	障害者福祉サービス事業所_就労継続支援（A 型、B 型）		●
17	沖縄中央育成園 生活支援センター	沖縄県島尻郡南風原町 字宮平 548 番地 1	障害者福祉サービス事業所_生活介護		●
			障害児通所支援		●
18	北丘児童館	沖縄県島尻郡南風原町 字宮平 489 番地 1	児童厚生施設		●
	北丘学童クラブ		学童クラブ		●
	第 2 北丘学童クラブ		学童クラブ		●
19	マイフレンズ保育園	沖縄県島尻郡南風原町 字宮平 375 番地	保育所_法人保育所		●
20	かねぐすく保育園	沖縄県島尻郡南風原町 字新川 160 番地	保育所_法人保育所		●
21	南風原 はなぞの保育園	沖縄県島尻郡南風原町 字大名 156 番地 4	保育所_法人保育所		●

番号	名称	所在地	分類	災害の危険性	
				浸水	土砂災害
22	放課後等デイサービス りーる	沖縄県島尻郡南風原町 宮平 518 番地 5	障害児通所支援		●
23	放課後等デイサービス ぱぴぷぺぼ	沖縄県島尻郡南風原町 兼城 339 番地 45	障害児通所支援		●
24	多機能型事業所 リズ ム	沖縄県島尻郡南風原町 字宮平 499 番地	障害児通所支援		●
25	児童発達支援事業所 アネラ	沖縄県島尻郡南風原町 津嘉山 1490 番地 メ ディカルプラザつかざ ん 1 階	障害児通所支援	●	
26	北丘学童クラブ	沖縄県島尻郡南風原町 宮平 314 番地 1	学童クラブ		●
27	みやび学童クラブ	沖縄県島尻郡南風原町 大名 356 番地 6	学童クラブ		●
28	イオンゆめみらい保育 園はえばる	沖縄県島尻郡南風原町 宮平 264 番地	認可外保育園施設	●	
29	ちゅうみ保育園	沖縄県島尻郡南風原町 兼城 602 番地	認可外保育園施設	●	
30	なないろ乳幼児園	沖縄県島尻郡南風原町 津嘉山 1499 番地 3	認可外保育園施設	●	
31	よいサマリヤ人保育園	沖縄県島尻郡南風原町 新川 460 番地	認可保育施設_地域保育 施設		●
32	沖縄県立精和病院	沖縄県島尻郡南風原町 新川 260 番地	病院		●
33	久田病院	沖縄県島尻郡南風原町 大名 275 番地	病院		●
34	医療法人上里整形外科	沖縄県島尻郡南風原町 兼城 401 番地	診療所	●	
35	一日橋医院	沖縄県島尻郡南風原町 兼城 497 番地 1	診療所	●	
36	てるや整形外科	沖縄県島尻郡南風原町 津嘉山 1595 番地	診療所	●	
37	心のクリニックさくら	沖縄県島尻郡南風原町 与那覇 283 番地	診療所	●	
38	南風内科クリニック	沖縄県島尻郡南風原町 字津嘉山 1490 番地 メ ディカルプラザつかざ ん 3 階	診療所	●	
39	みやぐに皮フ科	沖縄県島尻郡南風原町 字津嘉山 1490 番地 メ ディカルプラザつかざ ん 3 階	診療所	●	
40	わんぱくクリニック	沖縄県島尻郡南風原町 字津嘉山 1490 番地	診療所	●	
41	つかやま内科	沖縄県島尻郡南風原町 字津嘉山 1674 番地	診療所	●	

番号	名称	所在地	分類	災害の危険性	
				浸水	土砂災害
42	つかざん腎クリニック	沖縄県島尻郡南風原町 字津嘉山 1490 番地 メ ディカルプラザつかざ ん 4 階	診療所	●	
43	えびす耳鼻科	沖縄県島尻郡南風原町 字与那覇 283 番地 メデ ィカルプラザはえばる 3 階	診療所	●	
44	サニー眼科	沖縄県島尻郡南風原町 津嘉山 1490 番地 メデ ィカルプラザつかざん 1 階	診療所	●	
45	医療法人社団新穂会 南の風皮フ科	沖縄県島尻郡南風原町 字与那覇 283 番地 メデ ィカルプラザはえばる 1 階	診療所	●	
46	高橋歯科医院	沖縄県島尻郡南風原町 兼城 563 番地 1	診療所（歯科）	●	
47	一日橋むらた歯科医院	沖縄県島尻郡南風原町 兼城 516 番地 1	診療所（歯科）	●	
48	みなみ歯科医院	沖縄県島尻郡南風原町 宮平 248 番地 5	診療所（歯科）	●	
49	医療法人社団 恵仁会 あつぷる歯科クリニッ ク	沖縄県島尻郡南風原町 津嘉山 1467 番地 3	診療所（歯科）	●	
50	医療法人尚仁会 メデ ィカルプラザ歯科	沖縄県島尻郡南風原町 字与那覇 283 番地 メデ ィカルプラザはえばる 3 階	診療所（歯科）	●	
51	北丘幼稚園	沖縄県島尻郡南風原町 宮平 336 番地	幼稚園		●
52	開邦幼稚園	沖縄県島尻郡南風原町 宮城 428 番地 1	幼稚園		●
53	北丘小学校	沖縄県島尻郡南風原町 宮平 336 番地	小学校		●
54	沖縄県立開邦中学校	沖縄県島尻郡南風原町 新川 646 番地	中学校		●
55	沖縄県立開邦高等学校	沖縄県島尻郡南風原町 新川 646 番地	高等学校		●

災害の危険性のある要配慮者利用施設図



出典：国土数値情報（土砂災害警戒区域/令和2年度版）[国土交通省] 等をもとに令和4年3月作成

○南風原町防災会議条例

昭和47年 5 月20日条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、南風原町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 南風原町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて本町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 沖縄県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 沖縄県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 南風原町教育長
 - (6) 東部消防組合消防本部消防長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (9) その他町長が特に必要と認めた者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号、第8号及び第9号の委員の定数は、それぞれ若干人とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、沖縄県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年5月15日から適用する。

附 則 (昭和60年6月20日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月21日条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月20日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第1条 この要領は、南風原町防災会議条例（昭和47年南風原町条例第41号）第5条の規定に基づき、南風原町防災会議（以下、会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第3条 会議が成立しないとき、又は会議を招集するいとまがないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて 専決処分することができる。

(1) 災害対策本部の設置に関する事項

(2) 緊急事態の発生により早急に決定を要する事項

(3) その他軽易な事項

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。

(幹事会)

第4条 会議に、幹事をもって構成する幹事会を置く。

2 幹事会に幹事長を置き、幹事の互選によってこれを定める。

3 幹事会は、幹事長が招集する。

4 幹事長は、幹事会の議長となり、議事を整理する。

第5条 幹事会は、議案の内容に応じ、必要な範囲で招集することができる。

(記録)

第6条 会長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、保管しなければならない。

(異動報告)

第7条 委員又は幹事の異動等により変更があったときは、後任者は、その職氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

(設置)

第 1 条 この要綱は、南風原町防災会議条例(昭和 47 年南風原村条例第 41 号。以下「条例」という。)に基づき、南風原町における防災対策を総合的に整理し、及び推進するために、迅速かつ的確に防災対策を実施することを目的として、南風原町防災対策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 防災対策に関する事業計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 防災関係部課の所管する所掌事務に関する計画案の連絡調整に関すること。
- (3) 職員の防災意識の高揚に関すること。
- (4) その他推進会議において必要と認めること。

(組織)

第 3 条 推進会議の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 推進会議の会長は、副町長とし、会議を総括する。
- 3 会長に事故があるときは、他の部長がその職務を代理する。

(調査検討会議)

第 4 条 推進会議の下に、必要に応じて調査検討会議を置く。

- 2 調査検討会議は、第 2 条の所掌事務について、調査検討するものとする。
- 3 調査検討会議は、前項の調査検討内容を鑑み、関係する部課の職員を構成員とする。
- 4 調査検討会議の会長は、前項の調査検討を行う部の部長とし、会長が会議を総括する。ただし、調査検討を行う部が複数にまたがる場合は、各部長で協議して会長を定める。
- 5 調査検討会議の会長は、その調査検討を行うために必要があると認める場合に、構成員以外の者に対し、意見の聴取その他必要な協力を求めることができる。

(招集)

第 5 条 推進会議及び調査検討会議は、必要に応じ各々の会長が招集する。

- 2 委員及び構成員は、必要があると認めたときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。

(報告)

第 6 条 調査検討会議の会長は、調査検討会議における討議結果を推進会議に速やかに報告し、承認を得るとともに、所属部課に周知し、必要な措置をとるものとする。

- 2 推進会議における決定事項は、必要に応じ、条例第 1 条の南風原町防災会議に報告するものとする。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、総務部総務課が担当する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議及び幹事会の運営その他必要な事項は、各々の会長が推進会議又は調査検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表

副町長
総務部長
民生部長
経済建設部長
教育部長

○南風原町防災会議委員名簿

No.	所属	役職名	氏名	備考
1	南風原町	町長	赤嶺 正之	会長
2	南風原町	副町長	新垣 吉紀	
3	南風原町	教育長	金城 郡浩	
4	南風原町	総務部長	宮平 暢	
5	陸上自衛隊八重瀬分屯地 高射搬送通信中隊	中隊長	太田 浩一	
6	与那原警察署	署長	親川 直樹	
7	南部土木事務所	所長	金城 利幸	
8	沖縄電力（株） 那覇支店	支店長	喜納 篤	
9	東部消防組合消防本部	消防長	城間 満	
10	南風原町区長会	会長	當眞 めぐみ	
11	琉球大学	教授	仲座 栄三	
12	沖縄气象台	業務課長	勝山 健一	
13	南風原町社会福祉協議会	会長	前川 義美	

※委員の任期は、令和5年2月7日 ～ 令和7年2月6日の2年間です。